1.議事日程第3号

(平成23年第5回大口町議会定例会)

平成23年6月14日 午前9時30分開議 於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

| 1番 | 江 | 幡 | 満世 | 志 | 2番 | 吉 | 田 | | 正 |
|-----|---|---------------|----|---|-----|---|---|---|---|
| 3番 | 柘 | 植 | | 満 | 4番 | 伊 | 藤 | | 浩 |
| 5 番 | 前 | 田 | 新 | 生 | 6番 | 大 | 島 | 保 | 憲 |
| 7番 | 丹 | 33 | | 孝 | 8番 | 畄 | | 孝 | 夫 |
| 9番 | 土 | 田 | | 進 | 10番 | 齊 | 木 | _ | Ξ |
| 11番 | 宮 | 田 | 和 | 美 | 12番 | 酒 | 井 | 廣 | 治 |
| 13番 | 丹 | 羽 | | 勉 | 14番 | 木 | 野 | 春 | 徳 |
| 15番 | 倉 | 知 | 敏 | 美 | | | | | |

3.欠席議員は次のとおりである。(なし)

4.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| 町 長 | 森 | | 進 | 副町長 | 大 | 森 | | 滋 |
|----------------------|-----|---|---|----------|---|---|---|---|
| 教 育 長 | 長 屋 | 孝 | 成 | 地域協働部長 | 近 | 藤 | 定 | 昭 |
| 地域協働部参事 兼 環 境 課 長 | 杉本 | 勝 | 広 | 健康福祉部長 | 村 | 田 | 貞 | 俊 |
| 建設部長 | 野田 | | 透 | 総務部長 | 小 | 島 | 幹 | 久 |
| 生涯教育部長 | 近 藤 | 孝 | 文 | 会計管理者 | 吉 | 田 | 治 | 則 |
| 町民安全課長 | 前 田 | 正 | 徳 | 地域振興課長 | 平 | 岡 | 寿 | 弘 |
| 戸籍保険課長 | 掛布 | 賢 | 治 | 健康生きがい課長 | 宇 | 野 | 直 | 樹 |
| 建設農政課長 | 鵜 飼 | 嗣 | 孝 | 都市整備課長 | 渡 | 邊 | 俊 | 次 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

開議の宣告

議長(倉知敏美君) それでは、皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

(午前 9時30分)

一般質問

議長(倉知敏美君) まず日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

柘植満君

議長(倉知敏美君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) おはようございます。3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。きょうはさわやかな朝を迎えております。御答弁もさわやかにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、不育症についてお尋ねをいたします。

不育症とは、妊娠はするけれども赤ちゃんがおなかの中で育たず、流産・死産を2回以上繰り返してしまう症状のことをいいます。妊娠が困難な不妊症とは違い、まだ一般的には知られていません。よくあることとして関心が払われず、実態がよくわかっていませんでした。しかし、全国年間出産数が110万人で、その中で流産する確率は一般的に15%、そして実際には年間20万件の流産が発生していることになります。また、昨年厚生労働省がまとめた調査では、妊娠経験がある人で流産したことのある方は41%にも達しています。そして2回以上流産し、不育症と見られる方は約6.1%とあります。この調査からしますと、不育症患者の発生数は毎年約3万から4万人だそうでございます。とても身近な問題であります。

しかし、原因を突きとめることで適切な治療ができ、元気な赤ちゃんを出産できる病気でもあります。不育症の原因は人によって違いますが、適正な検査と治療によって85%の患者が出産にたどり着くことができると言われております。

不育症の原因の大半は、自然現象として一定割合で発生する胎児の染色体異常、これ以外は、 免疫異常で胎盤などに血栓ができやすい抗燐脂質抗体症候群、あるいは夫婦の染色体異常、あるいは子宮の形の異常などがあります。診断には血液検査や夫婦の染色体検査、子宮奇形など の検査が必要となります。検査を網羅的に行う場合、保険適用外となるために自己負担が約15 万前後に上るケースもあります。治療費も保険適用外のため、胎盤などの血栓治療に効果があ ると言われているヘパリン注射の治療費は月10万円程度かかると言われており、不育症患者は 多額の負担を強いられております。

少子化対策の観点から、若い夫婦の経済的負担軽減のため、公的支援が必要ではないかと強 く感じます。お考えをお聞かせください。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 柘植議員からの一般質問1回目の御答弁をさせていただきます。 現在、我が国では約8万人の不育症の方が存在し、不育症治療ニーズは年々高まり、患者が どこでも安全で標準的な治療を受けることができるよう、病態解明や治療法の開発、標準化が 望まれているところであります。厚生労働省研究班がまとめた調査報告書によりますと、不育 症の大半は原因不明とされておりますが、妊娠を重ねれば出産の可能性が十分あることもわか ってきております。また、2回から3回以上流産を繰り返す場合は、両親のどちらかに原因が ある場合が想定されますので、国は検査をすることを進めています。

しかしながら、不育症は病態が多様であり、それぞれの病態ごとの治療方針が今のところー 定しておりません。また、胎児異常を繰り返しただけの偶発的な症例も流産の原因に含まれて いると言われております。このような状況から、本町といたしましては国が設置しております 研究班の動向や治療法の確立等を注視してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) まず不育症ということで、皆さん聞きなれない言葉だと思います。不育症を初めて知ったという方が多いんではないかなというふうに思いますけれども、知られていませんが、とても身近な問題として起こっているということが今回いろいろと調べてみましてはっきりといたしました。何度も流産することで精神的な負担は大変大きいということでございます。

妊娠4度目で出産ができたという方のお話が新聞に載っておりましたが、まず原因がはっきりしないということをおっしゃいましたけれども、原因がわからないということは、最初は皆さんがあきらめていたということではないかなというふうに思いますけれども、この方は何回も何回も妊娠をする中で悩んで、もう出産は無理かもしれないというときに一つの光を見つけたということで、それは不育症の専門医の存在を知ったということがございました。その専門医を訪ねて検査を受けましたところ、流産の原因が免疫疾患の一種の抗燐脂質抗体症候群、こ

のためによる不育症であるということがこの方はわかりました。薬物治療を行えば高い確率で出産できることがわかったということで、この方は4度目の妊娠を迎えて治療を受けられた結果、無事に出産をされたということでございますけれども、この方は出産から2年たった今、もう2人目は産むことはないだろうというお話をされております。といいますのは、不育症の検査・治療には保険が適用されていなくて経済的な負担が大きいので、2人目にまたそういった治療とかをするということはできないであろうということで、この不況の夫が給料が下がる中で2人目は欲しくてもためらってしまうというお話が載っておりました。

この不育症でありますけれども、どうしても女性の場合は妊娠とかいうと当たり前だというような考え方が多いんではないかなというふうに思いますけれども、出産をするということは本当に大変なことであります。無事に普通の出産をできるということも、普通のように思いますけれども、これも大変なことであります。そういった中で、今回、不育症というところに光が当たったわけですので、この不育症のこういう患者さんたちがつくる、不育症友の会というNPO法人がつくられているんですけれども、不育症の認知度が低い中で取り上げてもらったということが本当に患者さんの光になっていくというお話もされております。

今回、まだまだそういうところの支援はされておりませんけれども、今お話をさせていただいた、こういう患者さんの悩みを聞いた公明党の荒木清寛参議院議員は、昨年11月、国会の場で初めて不育症の問題を取り上げたということであります。不育症患者が保険適用外の治療費の経済負担に苦しんでいる現状を指摘して、そして少子対策の一つとして不育症治療への公的助成の必要性を主張いたしました。そのときに長妻厚生労働大臣からは、検査・治療について有効性や安全性が確認されれば速やかに保険適用したいとの答弁を引き出しております。将来の保険適用に向けての展望が開かれたということではございますけれども、まだまだ先の話であります。こういった中で、いろんな問題はありますけれども、公的支援をされているところもございます。

もとに戻りますけれども、約3,000組以上の不育症患者を治療されております、不育症治療の専門医であります不育症治療の第一人者ということで青木耕治先生という方がいらっしゃいます。名古屋の城西病院に初めは勤務されておりました。その先生の本を読ませていただきましたけれども、今は名古屋市内でクリニックを開業されておりますけれども、城西病院の勤務のときは初診の予約待ちが1年以上にもなったそうでございます。今はクリニックを開業されておりますけれども、今でも1週間に14人の不育症の新しい患者さんが来院されているという状況であります。本には、先生の不妊治療と、そして患者さんの自分の体験をつづられた、そういった形で、不育症とはこういうものだ、その不育症で悩まれた患者さんの現状、どういうところで悩んで本当に苦しんできたかというところを、一緒に漫画になった、そういう本が出

版されておりますけれども、それを読ませていただきましたけれども、もっともっと国も行政 もこういうところに光を当てていただきたいというふうに思います。

先日の四日市大学の岩崎先生の講演でも、このままでは日本の将来は国を支える子供の数が ふえないというお話もございました。女性が子供を産み育てる環境づくりということは、本当 に国と地方が本気になって取り組むことという重要な施策だと思いますけれども、町長もこの ときの講演をお聞きでありましたけれども、どのようにお考えでしょうか、町長の御見解をお 尋ねいたします。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 今柘植議員からお話がありましたように、子供さんは私ども家族、あるいはその地域、そして国の宝であるというこは十分認識いたしております。そんな中で少子高齢化が急速に進展をしまして、今まで築き上げられておりますいろんなシステムがこの少子高齢化にあわせた形で見直しを迫られているというのが現状であるというふうに思いますが、個々の事案につきましてはまだまだ十分な実績、あるいは症例といいますか、そういうものがない中での今後の検討、今後の推移を見守る必要が十分にあるというふうに認識をいたしております。ただ、私どもが子育て、あるいは少子化対策としてこの小さなまちの中で取り組めるものは何なのか、そういう中で精いっぱい、今後もですけれども、子育て、あるいは少子化対策については取り組んでいきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 岡山県の真庭市ではいち早くこの制度を取り入れて、昨年4月より公費助成制度がスタートしております。1人目の出産に限って30万という上限で助成をするものでございますけれども、茨城の日立市、ここが2例目で、今年度からここも助成をされるということでございます。茨城の日立市におきましては、NHKの茨城放送で、3月2日でございますけれども、この不育症に対する助成が行われるということでしっかりとテレビでもアピールをされました。

不育症というのは、今おっしゃいましたけれども、まだまだ例がなくて、いろんなところでも取り組んでいないということでございますが、別に周りに合わせなくてもいいと思いますので、このことにつきましてはもう少し研究をしていただいて、できれば、大口町は不妊症も町独自では助成がございませんので、どちらかやはりこういう出産、本当に子供を産み育てられやすい環境づくりに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

不育症の周知徹底でございますけれども、先ほども申しましたように不育症の認知度が低い ということで、流産を重ねる人、苦しんでいる方が多いということで、この受診の促進のため の情報提供ですね、こういう不妊症の専門医があって、そしてこういった治療があるんですよ といったものも啓発、そういう必要性を感じておりますけれども、本町としてそういった対応 についてはいかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) それでは、情報提供や周知ということでございますけれども、 妊娠するものの流産や死産を繰り返す不育症につきましては、不妊症に比べ認知度が低く、不 育症の原因や患者数、治療成績などの実態も把握することが困難な状況でございます。また専 門医も少ないため、患者さんには不育症についての知識や情報も不十分な状況であります。こ のような状況を踏まえ、不育症の情報等についてホームページに掲載し、周知を図ってまいり ます。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 不育症に対する、そういう流産が原因でうつ病や食欲不振、そして不眠になったりするという例もございます。そういった中で、本当に原因がはっきりすれば皆さんがそういったところでの治療に専念できる、また原因がわかれば気持ちも安心するということもございますので、ぜひお願いしたいと思います。

そしてまた相談窓口ですけれども、相談窓口についてもどのようにお考えか、お尋ねしたい と思います。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 相談窓口につきましては、実際、今おっしゃられるとおり、本当にこの不育症というものに対する認識が低い状況、また知らない方も多いという状況の中で、一般的な不育症に関する相談や、ある意味専門機関ですね、本当に少ない専門機関でございますので、そういったところの紹介等の相談については保健センターを窓口とさせていただき、専門的な分野については、これは医療機関での相談になろうかと考えております。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) ありがとうございます。まずこういったところの皆さんにまず認知をしていただいて、そして町といたしましても、こういったところのまず皆さんの啓発をしていただきながら、今後も助成について御検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、二つ目の防災対策についてお尋ねをいたします。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には心からお見舞いと、一日も早い復興を心

よりお祈り申し上げます。本当に毎日毎日テレビで拝見しておりますけれども、私たちは見ているだけで何もできないという状況でございます。

しかし、東海、東南海、そして南海地震については、東海地震は30年以内の発生確率が87%、そして東南海は70%程度、南海は60%程度が予測されているという状況でございます。この三つの地震はおおむね100年から150年の間隔で発生しており、1944年に東南海地震(マグニチュード7.9)が起きました。そして1946年に東南海地震(マグニチュード 8)が起きたのに、東海地震だけ起きていないので警戒をしているというのが現状ではないでしょうか。東日本大地震を教訓に、行政も私たちも災害対策の見直しを行うことが大切だと思っております。

学校施設は、地域住民の応急的な避難所ともなり得る役割を担っております。大規模地震等の災害に対して学校の役割は第一に児童・生徒や職員の安全確保でありますが、また学校施設は地域住民の避難所として役割を担っていることから、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められております。これまでも阪神・淡路大震災等々大規模地震に際して学校施設が多くの住民を受け入れてきました。今回の大地震も含めて、学校施設の防災機能の整備が不十分なため、さまざまな不便やふぐあいが生じております。耐震強化だけではなくて、避難所として学校施設の防災機能の向上を求められますが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 避難所の防災機能の向上について御質問いただきました。

今回の東日本大震災では、保健師による高齢者支援、罹災証明発行事務、また社会福祉協議会と連携しまして遠野市を拠点としたボランティア支援を行っております。このような取り組みの成果をもとに、大口町の減災に何が必要なのかを判断していきたいと考えております。

また、今回、被災地を巡回したところ、各市町村からさまざまな機材の支援があることがわかりました。また避難所では、一定の期間がたつと、避難された方々が自宅から持ち込んで各自で対応されるということがわかってまいりました。行政ですべてを賄うことは難しく、災害時はみんなで協力して助け合う地域の力のすごさを実感しております。

さらに、東日本大震災のように、行政そのものが被災することもありますので、行政主導の 防災だけでは大規模災害には対応できないと考えております。大口町の地域性から考えられる のは大規模地震による家屋の倒壊でありますので、個人が自助である家屋の耐震化及び家具転 倒防止を実施していただくように啓発し、避難が必要となる方を少しでも減らし、共助である 地域で支え合う体制を進め、今回の取り組みの成果をもとに公助である行政の役割について考 えていきたいと考えております。

今回御質問の学校施設の避難所機能につきましては、居住、共用、トイレ、シャワー、更衣室等のスペースが必要と考えております。東海・東南海地震の発生に備え、まずは避難所を開

設する基本的な部分から整備を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 学校施設の防災機能の整備財源については、文科省の補助金のほか、内閣府や国交省の制度が活用できる国の財政支援制度というのがあります。こういうものを積極的に活用して、いざというときに住民の避難所として十分機能できるように取り組みが必要ではないかというふうに思います。

そこで、災害に備えて、浄水装置つきプールというのもございます。そして体育館、避難所になりますので、今回は体育館に避難をされた方たちが自分たちの状況がどうなっているのか何もわからなかったという状況が何日も続いたということがございました。その中で、避難所でもテレビを視聴できるという環境整備というのもあります。各学校に防災機材を含めて食料品等備蓄倉庫の設置についてというのもございますが、これについても今回の見直しが必要ではないかというふうに思います。

「学校施設の防災機能の向上のために」という一冊の小冊子にされたものがございますけれども、これは調査研究報告書ということで、先回の淡路大震災、関西の阪神・淡路大震災の災害をもとに、皆さんたちがどういうところがもっともっと直していかなきゃいけないのかというところの調査をされたもの、これが一冊にまとめて発行されております。学校でもこういった調査のデータはお持ちだと思いますけれども、この報告書によりますと、やはりいろんな調査をまとめた結果、避難所となった学校施設で実際にいろんな問題をまとめて、そしてこの避難所に指定されました学校施設をどういうふうに変えていかなければならないかという取り組みがまとめられているものでございます。その中に、お話をいたしました財源、こういった財源が出ているので、こういったところをもっともっと活用して学校の避難所の整備をしてほしいということでございますけれども、それに対してどのようにお考えか。今申しましたプールの整備ですね、浄化装置つきのプール、そしてテレビのこと、そして学校の防災機材を含めた食料等々の備蓄倉庫の設置についてをお尋ねいたします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 私の方からは、プールの整備、それからテレビの環境整備、それから備蓄倉庫の設置・備品について御回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの御質問の回答のとおり、大口町は今回の震災を受け、取り組みの成果をもとに防災 体制を見直したいと考えております。防災の基本的な部分からの再検討を行い、地域で助け合 える環境づくりを進め、これに基づいて必要な資機材を整備していきたいと考えております。 なお、浄水装置つきのプール整備につきましては、現在大口町が保管しております浄水機3台 がございますので、これで十分対応はできるというふうに考えております。

2番目のテレビの環境整備でございます。これにつきましては、ある程度やっぱり一定の期間を超えないと、やはりマスメディア的な方の特にライフラインですね、電源等も入ってこないということもございますので、そういった復旧した段階におきましては、これは例えば小学校等に避難されておれば教室、あるいは職員室等、そういったところのテレビを見ていただくような対応をしていきたい。どちらにいたしましても避難所の運営の中に関係してくると思っております。

それから備蓄倉庫の設置と備品等につきましてですが、北小学校、現の北小学校につきましては旧のクラブハウスを使って備蓄倉庫にあてがっております。また旧北小学校の屋内運動場、ここにつきましては、もとそこのいすを収納しておりました場所を活用いたしまして備品等の備蓄に当てたいと思っております。それから南小学校につきましては、現在建設中の屋内運動場の中で予定を計画しております。あと西小と大口につきましては今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 大口町の先日いただきました防災のまとめたものでございますけれども、これを見ますと、飲料水の供給ということで大口中学校に設置をされており、備蓄をされているようでございます。そして学校だけに関しますと、トイレ、簡易トイレですね、そういったものが北小学校。避難所の間仕切り、これも北小学校ということでございますが、これからは各学校にも、こういったものだけではなくて、食料というのも設置・整備していかなければいけないということが、先ほどの学校施設の防災機能の向上のためにという中に記載をされております。

大口町では、粉ミルクを設置していただいておりますけれども、この粉ミルクは、アレルギー対応の粉ミルクは置いてあるんでしょうか。

そしてこの中で、災害に遭ったときに東日本の今回の災害は長時間の停電があったということでありまして、防災無線の機能を低下させてしまったと。東海村では3日間停電をしたということで、バッテリーが1日程度しか使えなかったというものでありますけれども、この大口町の備品・機材の中に自家発電機が2台ということで設置をされておりますけれども、このバッテリーは、東海村では一般的なものは1日しか使えなかったということで、長時間稼働できるバッテリー、これを設置しなければいけないという反省がございました。大口の場合はどう

いうふうになっているんでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 大きく2点ほどというふうに認識をしますけれども、まず一つ、粉ミルクの関係でございます。アレルギー対応というようなことでございますけれども、これにつきましても今後、東日本の中でもお話があったと思いますけれども、そういった中で見直しをかけていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから防災無線につきましてのいわゆる発発といいますか、発電の関係でございます。これにつきましても、実際に今回、ライフラインがなかなか復旧しなかったというようなことも認識しております。そういったことで、発発につきましても各避難所の方にも必要じゃないかというのは、これは今後そういった検討をもとに必要なものは整備していくというふうに考えておりますので、お願いいたします。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 粉ミルクですけれど、以前、過去に質問させていただいたときに、粉ミルクをちゃんと備えるという御答弁をいただいておりました。しかし、その後の中で粉ミルクがアレルギー対応という粉ミルクではないような気がしてまた今お尋ねをさせていただいたんですけれども、粉ミルクのアレルギー対応はなかったということでしょうかね。もしそうであれば、本当に今回は私たちも、いつ起きてもいいように、しっかりとそういった対応もお願いしたいというふうに思います。

バッテリーにつきましては、長時間稼働できるバッテリーは高額だそうですね。普通のバッテリーよりも高くて、そして周辺機材も交換する必要があるというふうに伺っておりますが、 住民の安全・安心のためには少々お金がかかってもこういったバッテリー対策は重要だと思いますので、ぜひこの点も御検討いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 粉ミルクのアレルギー対応につきましては、これは先ほどもお話ししましたように、一般的なことということでまず今備蓄しているのが現状でございます。 そういった中で、そのアレルギー対応につきまして、先ほどの答弁の中にありましたように、できればの話ですけど、というのは、すべてを全部、先ほどもお話しさせていただきましたように、行政で賄うということはなかなか難しゅうございます。そういった中で、アレルギーをお持ちの御両親の方につきましては、そういった避難のときにもある程度、一定の期間ですね、対応できるように備蓄等をしていただければ幸いかなと思っております。

それから発電の関係でございますけれども、これにつきましても、いわゆる夜間等に関しま

す明かり取りのための発電が主体になるのかなと思っておりますけれども、そういった中での 内容でいけば、ある程度、四季といいますか、季節によっては違ってくるんですけれども、そ んな中で対応できるものにしていきたいというふうに思っています。ですから、高額というよ りも、ある程度個数を多く、今の指定避難所の中で対応できるような数、各家庭、あるいは各 地域防災といいますか、そちらの方での発発の備蓄といいますか、そういった整備体制も整え ていきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 食料品の備蓄はどうだったんでしょうか。今御答弁の中にありましたで しょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 食料品につきましては賞味期限等ございますので、すべて役場の方で一括して管理しておりまして、アルファ米といいますか、そういったものであります。 それで、備蓄的な対応として全部を賄うということはなかなかできませんので、現在その防災計画の中で上げております数字で備蓄しているというのが現状でございますので、お願いします。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) とにかく今回の大震災は想定外もいいところで、本当に想定外の想定外という大きな災害でございましたが、こういうことが起きたということは、大口町におきましてもいつ起きるかわからないということは十分考えられるということでございますので、どうか学校の施設に対しましては、災害の避難所となる施設に関しましては、これから、今までではなくて、いろんな見直しをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから防災教育、これは学校教育の対応についてお尋ねをいたしますけれども、津波で壊滅的な被害を受けながらも、ほぼ全員が無事に避難することができた、もう皆さん御存じのように、釜石市の小中学校は独自の独自の防災教育が行われておりました。「釜石の奇跡」というふうに、この釜石の奇跡には多くを学ばされることができたと思いますが、今、防災教育の重要性が認識をされているところでございます。本町での防災教育の対応についてお尋ねをいたします。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) それでは、学校の防災教育について御回答申し上げます。

災害時において、学校は児童・生徒の安全を確保することを第一の役割としています。このため、日ごろから計画的に防災上必要な安全教育を徹底するとともに、避難訓練などを実施しています。小学校の社会の授業では、4年生が暮らしを守る消防署、消防団などの仕事を、5年生が自然災害への取り組みを、6年生が災害発生時の市町村の取り組みを、中学校では地理の授業で自然災害と人々の暮らしを学びます。いずれの教科書も、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震を取り上げて、人々はどう対応したかを学ぶことをねらいとしております。また、愛知県は毎年9月1日の防災の日に合わせて地震に関する児童及び生徒用リーフレットを作成し、対象学年に指導資料として配付しております。

防災教育の一環として、学期ごとに行われる避難訓練では、事前に訓練の趣旨を説明し、避難時には「押さない・しゃべらない・戻らない」を徹底させ、教師の指示が確実に守れるような行動ができるように実施しております。保護者とは東海地震注意情報発生時における児童引き取り訓練を行うなど、児童・生徒、保護者、学校とが一体となった防災教育・訓練を実施しております。また、各学校が毎年作成する学校経営案では、安全指導の重点として災害安全のための目標を掲げています。同じく防災管理計画では、地震、風水害、不審者などに対する危機管理のマニュアルを作成し、教師全員が共有・実践することで初めて児童・生徒を守ることができるものとしております。

東日本地震が発生して1週間後、3月18日に行われました各小学校の卒業式では、式挙行前に震災で犠牲になられた方々へ黙祷をささげる時間をつくっていただきました。学校は教育の一環としてとらえ、事前に震災による被害の大きさと犠牲者への黙祷の意義について説明し、式当日、子供たちは犠牲となった東北の小学生のことを思いながら黙祷をささげたと聞いております。これは一番の防災教育の成果だと思います。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 今御説明の中にリーフレットということがありましたけど、もう少しリーフレットの内容をお教えいただきたいと思います。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 1年生用「じしんがおこったら」、4年生用「守ろう『いのち』!地しんはとつぜんやってくる!」、中学校1年生用「『地震』に備えて!」、以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 今回の釜石市の学校が全員無事に避難することができたというところでは、テレビでも紹介されたので本当に学ぶことが多かったと思いますけれども、ここではいろ

んな工夫をされておりますが、片山教授によりますと、徹底された3原則というのがあって、 想定を信じるな、ハザードマップの危険区域の外側であれば安全とは限らない、自然の振る舞 いを固定的に考えてしまうことは危険であるということが大きな3原則の中の一つでありまし た。二つ目がベストを尽くせということで、ぐらぐらと揺れたときにどんな津波が来るか、だ れにもわからない。そういったときには、とにかく人間はベストを尽くすしかないので、多く の場合はベストを尽くせば助かるんだということを教えられた。三つ目は率先避難者たれとい うことで、同じことを意味する二つの情報がないと人間は逃げられないということで、例えば こういうベルが鳴って非常事態が起きたという知らせがあっただけでは逃げ出す人はいない。 だけど、だれかが火事だと叫べば、あっ本当なんだということで、二つ目の情報があって初め て逃げることができるということで、率先して避難をするんだということをここで徹底して教 えてきたというふうにおっしゃっていました。

そこで、ここは本当に、テレビでこれも紹介されておりましたけれども、子供たちは学校の先生が指示をする前にまず逃げて避難行動を起こした。それは中学校でしたけれども、それを見て小学生が、隣にあった小学校の子供たちが続いて逃げて避難をした。それを見た住民の方たちは、これはいかんと思って、またそれに続いて避難をしたというお話がございましたけれども、この3原則、これが見事に生徒たちの心に植えつけられていたという大きな課題がございました。大口町は津波が来るかどうかは、そういったところはまず皆さんは津波は来ないだろうというふうに思ってみえると思いますが、だけど、どれぐらいの災害が起きるかということは想定ができないし、起きたときしかわからないということでございますので、そういった徹底された3原則の中に、まず小学生では防災かるたをつくられたというのもテレビで紹介されておりました。防災かるたにいろんな言葉をしっかりと、危険があったときに身を守る、そのすべを全部かるたにして、それを毎回毎回、防災かるたをやっていたということで、その言葉どおりに助かることができたということも一つあります。

そして、ハザードマップを自分たちでつくるということも紹介されておりました。通学路の 危険の点検とかやられておりますが、こういったハザードマップを自分たちでつくるというの も子供たちの意識がしっかりしていくんではないかなというふうに思いますが、大口町でもこ のようなことをやられたらどうかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 教育長。

教育長(長屋孝成君) 防災教育のことについているいろと御意見をいただきました。

各学校でいつも言われていることは、いろんな勉強を子供たちはするわけですが、例えば国語とか算数、これも親の気持ちとしては100点を取ってほしい。先生も100点を取ってほしい。 しかし、そうはうまくいきません。80点の子も50点の子も、中には二、三点の子もいるわけで す。これはこれでやむを得ないことでありますが、避難訓練、事命にかかわることに関しては、 すべての児童・生徒が百点満点でなければいけないというのが鉄則ではないかなというふうに 思っております。ですので、避難訓練は常に本番のつもりで、本番は訓練のつもりで行うとい うことが鉄則ではないかなと、そんなことで各小中学校は防災訓練、防災教育を進めていると ころであります。

けれども、残念ながら100%が真剣かというとそうではない面もありますので、ここを高めていくということが大事でありますし、私たち自身も常に避難訓練のときに緊張感と本当に真剣さが大事ではないかなということを思っております。といいますのは、ことしの2月だったか1月だったか、中央公民館で急遽といいますか、計画的ではありますが、避難訓練をやった折、専門の消防署の職員の方から、あなたたち、もし本当だったら命はありますかというような御指導をいただきまして大変恥ずかしい思いをしたわけでありまして、今柘植議員の方からいただきました、常日ごろ防災かるたとかハザードマップのような、こういうことを日々やることも大事だけれども、常に訓練というのを真剣にして防災意識を高めていきたいというふうに思っております。以上です。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) そういった教育はまたよろしくお願いしたいと思います。

次に、大規模地震の発生に備えまして事業の継続計画、BCPと略しますけれども、それの 策定についてお尋ねをいたします。

BCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるように事前に立てておく計画のことでございます。東日本大震災を機に注目を集めているということでありますが、一般的な防災対策とは異なります。

地方自治体においては、地域住民の生命・生活・財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、これは保健や福祉の対応、緊急時、災害時における道路、水路、そして湾港等の復旧・整備などといった観点からBCPの策定の取り組みが広がっているところでございます。

総務省では、昨年の11月、地方自治情報管理概要の中で情報システムに関する業務継続計画 (BCP)の策定状況を21年度末に発表いたしました。これを見ますと、都道府県・市区町村 単位の調査結果から、策定していない市区町村のうち「策定予定はない」とする市区町村が 1,095団体66%にも及ぶことが明らかになりました。県内では6市、この22年度に作成を予定しているというところが6市ございました。近隣の自治体には岩倉市が入っておりました。豊 川市、豊田市、東海市、岩倉市、豊明市、東郷町ということで、この予定をしているという団体が発表されておりましたけれども、策定されているかどうかはわかりませんけれども、そう

いう予定ですね。今回の大震災の教訓を生かして、神奈川県の平塚市は先ごろこのBCP地震対策編を設定されております。東海地震の発生が懸念される本町におきましても事業継続計画の策定を早急に検討していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 柘植議員の方から、BCP事業継続計画についてお話がございました。柘植議員が言われますように、地震や洪水などの自然災害や事故等の発生により不測の事態が生じた場合、行政として優先的に取り組むべき業務を継続できるよう、あるいは早期の復旧を図ることを目的として、事前に必要な準備や方針、手段を取り決めておく計画のことであります。

こうした計画を作成するに当たり、平成22年4月に内閣府から地震発生時における地方公共 団体の業務継続の手引きとその解説が示されております。また、これに先立ち、各業務を支え る重要なインフラである電算システムにおける事業継続計画の策定に向けて、平成20年8月に 総務省からICT(情報通信技術部門)における業務継続計画策定に関するガイドラインが示 されております。

大口町では現在、電子計算機器への電力供給が途絶えた場合を想定し、完全にシステムダウンするためのバッテリーの設置や、磁気媒体に損傷があった場合を想定し、滋賀県の業者にデータ保管を委託し、万一に備えての対応を行っているところであり、またシステム会社に対しては、連携、あるいは協力関係を構築できるよう行動計画等の取りまとめを依頼しているところであります。

不測の事態における被害想定は、さまざまな状況が考えられるわけでございますけれども、 緊急時の対応について、こうした計画を持つことが重要なことは認識しておりますので、今後、 内幕府や総務省のマニュアル等を参考に、関係各課に行動計画や具体的な復旧手順等をまとめ た計画作成を依頼してまいりたいと思っておりますので、お願いします。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) よろしくお願いしたいと思います。

最後に、災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムの導入についてお尋ねをしたいと思います。

1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けました兵庫県西宮市が独自に開発をいたしました被災者支援システム、これは災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、そして救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、こういったものが一元的に管理できるシステムでご

ざいます。全国の地方公共団体が無償で入手し、そして災害時に円滑な被災者支援ができるようにということで、2005年度に被災者支援システムを、地方公共団体が作成したプログラムを統一的に登録・管理し、他の地方公共団体が有効に活用できるようにということで地方公共団体業務用プログラムライブラリに登録をいたしまして、2009年1月17日には総務省が被災者支援システムをおさめたCD-ROMで全国の自治体へ無償配付いたしました。今回の東日本大震災以後、3月18日には民間事業者でも利用できるようにとシステムの設計図であるソースコードを公開(オープンソース化)したということでございます。

しかし、このたびの東日本大震災前までに同システムの導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方ではほとんど導入自治体はありませんでした。本町におきましても、21年の9月議会で質問させていただきましたが、そのときの答弁は今のところシステム導入は考えていないとのことでございました。今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、同システムの導入を申請する自治体がふえて、5月26日現在で300の自治体に達したと伺っております。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先でございます。しかし、その後は極めて細かい被災者支援が求められていきますが、中でも家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのは罹災証明書でございます。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この三つのデータベースを突き合わせる必要があると伺っておりますが、被災後に同システムを導入した宮城県の山元町では、システム導入によりこの三つのデータベースが統合され、ここに被災状況を追加すると罹災証明書がスムーズに発行できて、この罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に9割に上っているということでございます。同町の保健福祉課によりますと、一度情報登録をしてしまえば、一元管理ができますので、義援金の支給などについても再度申請の手続は要らないということでございます。今回の東日本ではまだ申請手続ができていなくて、なかなか義援金が手元に届かないということがずうっと続いておりますけれども、行政にとっても住民にとっても助かるということで、罹災証明書だけではなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等におきましても同システムが効果を発揮しているということを語っておられました。

厳しい財政状況の中、なかなか情報システムの経費まで手が回らないとか、いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられないとか、SEのようなコンピューターに精通した職員がいないといった声もございますが、同システムは西宮市職員が災害の最中にまさに被災した住民のために必要に応じて開発したものでございまして、高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、職員が立ち上げ運用すればコストもかかりませんし、仮に民間企業に委託した場合でも20万から約50万程度で済むということでございます。新たな

設備としては特に必要はなく、既存のパソコンがあれば十分対応ができるといったことでございます。

今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを 進める必要性が高まっております。そのために、阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされ た同システムを平時に導入して運用していただくことが極めて有効だと考えますが、御見解を お聞かせください。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 被災者支援システムについて御質問いただきました。

大口町の住民データ、それから土地・家屋等さまざまなデータにつきましては、データ量といたしましてメモリースティックに入る程度のものでございます。東日本大震災のように大規模な災害が発生した場合、先ほどの質問で回答しておりますが、庁舎の電算システムのBCPを策定中でありますが、パソコン環境自体が稼働するかどうか検討が必要と考えております。庁舎LANが使用できない場合を想定して、最小限のパソコンで対応できるようシステム担当者と調整を行い、被災者支援システムのデモを利用いたしまして導入できるか、または職員が使いなれているエクセル、あるいはワードを使用した方がいいのか、使い勝手を比較して今後検討していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

(3番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) この被災者のシステムにいたしましては、本当に皆さんはあまり関心が 最初はなかったということと、こういうものをまた新たにするのは面倒くさいといった行政が あったということは、そういうところも本当にあったのではないかなというふうに思います。 しかし、今回はこういったところで、このシステムがいろんな形で、今回、きちんとした対応 をしていかなければいけないということがいろんなところで情報として出ているところであり ます。本当に、住民が借家に住まわれていた場合は、住民基本台帳に住民の名前が載っている けれども家屋台帳には所有者の名前が載っているとか、しかも住民基本台帳の住所と家屋台帳 の地番も異なるために確認作業に手間がかかるといったことが考えられて、今回のこの災害の 中ではなかなかおくれていったということでございました。

そういうところで、被災者の台帳をあらかじめきちんとしたデータでとっていけば、こういったときにスムーズに利用ができるということでございます。それだけではなくて、ここにいるんな情報を登録しておけば、要援護者も名簿の作成を提案してまいりましたけれども、この要援護者につきましてもこういうところにデータを入れておけば、すぐにこの中で利用できるということでございます。いろんな使い方がたくさん、利用する価値はあると思いますので、

しっかりと御検討をいただきたいというふうに思います。

この今回のデータ、災害が起きた後に、本当に人口が2万人という小さな、大口町と同じようなところでございますけれども、奈良県の平群郡というところですけれども、ここが平成21年、この最初のときにこの運用をされて稼働されているというところでございます。人口が少なくも、こういったところがきちんと把握ができて、スムーズに、今後何が起きても大丈夫なようにということで運用されておりますけれども、ここもそんなに、初期費用が少し要っただけで本当にお金がかからないというデータが出ておりますので、今後しっかりまた御検討いただいて、被災者支援システムの導入をお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長(倉知敏美君) お疲れさまでございました。

会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

(午前10時35分)

議長(倉知敏美君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時45分)

江 幡 満世志 君

議長(倉知敏美君) 続いて、江幡満世志議員。

1番(江幡満世志君) 御指名にあずかりました江幡満世志です。この場でこういうのが初めての経験になりますので、そそうがあることもあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

本日は、通告書に明記させていただいたとおり、四つの事項に関して御質問させていただきます。

1番目、福祉避難所の充実を。

福祉避難所というのは、先ほど柘植議員の質問の中にも出てきましたが、災害時における要支援者とか要介護者、災害時要援護者の避難施設、それを総称して福祉避難所と呼ばせていただきます。

本町における地域防災計画全般については、細部まで行き届いた計画であると思います。しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災と福島原子力発電所の事故は、想定外の震度と津波とで未曾有の被害でした。50年前につくられた災害対策基本法(昭和36年)、これをもとに平成17年に中央防災会議でつくりました地震防災戦略での被害想定、それでは不十分で

あったことが明白になりました。当然、本町防災計画については今後早急に災害対策基本法第42条の規定に基づき検討・修正するものと思っております。これにつきましても、多くの項目がありますので細部にわたってまでの検討は大変でしょうけれども、もう一部検討するというようなお話を伺いました。

そのことに関してまず第 1 点、検討チームなるものを立ち上げ、検討をするべきものではないかと思いますので、この件についてお答えいただきたいと思います。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 江幡議員の方から、災害に対するところの見直しに関しての検討チームをつくってはどうかというお話でございます。

これにつきまして、昨今の新聞紙上でございますけれども、愛知県自体が早急に防災計画の見直しをと言っております。そういった中で、当然県の防災計画に見合った形の中で各市町もそれに追随した形での防災計画というようなことになってきます。それと、先ほど柘植議員の中でもお話しさせていただきましたけれども、各マニュアル、あるいはそういったBCPの関係でございますが、そういったものも当然各課の方に依存いたしまして、すべて町民安全課ができるというものではございません。そういったことにつきましては各課の方に緊急的な対応ということでお願いしていくということと、もう一つは職員の意識改革ということで、危機感というものを持っていただいて、その状況に合わせた中で整備体制を整えていきたいというふうに思っておりますので、一応今のところにつきましては体制を整えるというあれは考えておりません。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 先ほども聞いたんですけれども、前向きに取り組んでいらっしゃるということがよくわかました。その中で1点私が気になるのが、地域の方々、町民ですよね、命と暮らしを守るという観点から、行政側の方でいわゆる防災計画、地域安全課だけではとてもし切れないと。ただ、縦割りの行政自体の中に若干改革をもたらして、それぞれの、先ほど教育長は教育長でちゃんとお考えを聞きましたし、そのようなそれぞれ立場の違うところでの検討会議が持てるようなチームですか、そういったものを前向きに取り組んだらどうなのかなと思っております。

さて、本題に入ります。

今回、私は福祉避難所の充実、それを切望しております。現在、協定締結先、福祉避難所と しての協定先というのが防災計画の中にも明記されておりますが、ハートフル大口、特別養護 老人ホーム御桜乃里、介護老人保健施設さくら荘、今現在三つの施設と協定を結んでおります。 防災計画書の中に詳しく見れば年号その他も書いてあります。

ただ、そこを利用している方とか当然いるわけですから、万が一2万2,000人の方がそっくり避難を余儀なくされたような場合ですとか、町で把握しているいわゆる要支援者、災害時における要介護者の想定人数というのはさらにふえる可能性もあるわけですね。その場合に、当然各施設では収容し切れないという現状が発生すると思います。ですから、できるだけ多くの近隣の施設、そういうところとの協定を結ぶことは絶対に必要ではないかなと、そのように思っております。一期一会荘ですとか、太郎と花子、そのほかにも、じゃがいもさんですか、私自身が実際にその中の施設まで全部拝見させていただいておりませんので一概に安易なことは口にはできませんけれども、町として命と暮らしを守る観点で協定先そのものもふやしてみたらいかがなものでしょうか、お考えをお聞かせください。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 福祉施設の避難所というようなことでお話をいただいております。現に今、江幡議員の方からお話がありましたように、ハートフル大口、それから特別養護老人ホーム御桜乃里、それからさくら荘、ここにつきましては既に協定を結んでおるわけです。ほかの施設につきましても随時、今後の見直しの中で、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、そういった避難所のあり方等々を考えた中で、要援護者ですね、そういった方の避難先として考えていきたい。

ただ、施設というか、大口町内だけの施設で当然賄えるというような認識もございません。 そんな中で、いろいろと福祉部の方と調整しがてら、そういう要援護者をどういう今度避難・ 誘導するというようなことを基本的な物の考え方といたしまして検討していかなければならな いとふうには思っております。以上です。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 前向きに今の質問に対して検討を進めていただけると解釈してよろしいんでしょうか。

今の避難所の施設に関連しまして、ハートフル大口については宿泊できるような設備はされておりません。おふろなどはありますので利用することは可能ですが、宿泊できるような介護用のベッドなどをぜひ用意するように検討していただきたいと思っております。

さらに、現在の8ヵ所、町の公共施設、学校がほとんどメインになりますけれども、そのような体育館その他の施設があります。実際に床に毛布1枚で避難生活を余儀なくされた場合に、私は割と体もふくよかな方ですし問題ないかと思いますけれども、高齢者の方、支援を必要とする方、とてもそういったところで何日も過ごすというのは難しいと思うんですね。東日本大

震災においてはもう既に3ヵ月を経過していまして、96日ですか、経過しています。そういう中で日々改善するようにそれぞれの自治体の方々が努力されて、避難生活者の方も多少は前よりはいいというような状況も生まれているんではないかと思いますけれども、ここ大口町ではそこまでのものは想定されていないと思うんですね。

ましてや、備品に関する毛布、それから簡易トイレ、そういったものも1ヵ所にただ保管している。実際に大口町で考えられる災害というのは地震がメインだと思うんですよ。テロというのも非常に考えにくいですし、あとは大型の台風による風ですとか、そういったような災害しか考えられないと思うんですね。津波の想定をすることは非常に難しいかと思いますけれど、じゃあ地震によって例えば道路が寸断されたりとかした場合に、町民会館の倉庫に保管してある物資を横持ちできない状況も想定しなければならないと思います。要するに備品関係、ベッドや毛布、介護者向けのトイレですとか、そういうようなものを若干でもいいですからそれぞれの施設に保管できるようなこともぜひ検討していただきたいなと思っております。この件につきましていかがお考えでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 最初にまずハートフル大口との協定についての御質問に回答させていただきます。協定書を見ていただくとわかると思いますけれども、ハートフル大口は身体障害者、知的障害者、精神障害者の通所施設で、ベッド等の宿泊施設は当然ありません。施設の指導員さんが対応していただいて、避難される方が安心できるということで協定を結ばせていただいております。

それから要援護者の避難につきましても、行政で、先ほどの柘植議員のときにもお話しさせていただきましたとおり、すべてを用意することは難しいため、必要な資機材はそれぞれの家庭で用意できるものは用意していただきまして、住民と一体となった災害対策を考えていきたいというふうに考えています。大口町の備蓄品の中で毛布、トイレ、それから間仕切り等の整備を進めておりますけれども、被災地支援の現在行っております取り組みの中の結果をもとに、先ほどもお話を何度もさせていただいておりますけれども、再度見直しをしていきたいというふうに思っております。

それから若干道路の云々という話もございましたけれども、そういった中でも道路建設業者 さんと協定を結んでおりまして、そういったことも早急対応ということで対応するような中で の協定を結んでいるということで、ある場面を考えてのいろいろと協定を結ばせていただいて おります。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 御回答いただいた範囲ですと、私が考えているものに対してはまだま だ不十分ではないのかなと、そのように思います。

この件に関して最後、防災計画書の中に、一番最後に書いておきましたけれども、株式会社 西友が災害救援物資緊急調達等の協定先として明示してあります。もう必要がないんではない かなと思いますので、削除した方がよろしいんではないでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 誤解があるといけませんのでちょっとお時間いただきまして御説明させていただきますけれども、西友につきましては本社と締結しております。それで、大口店があるということでその協定を結んだんではなくて、一番よかったのはその大口店から物資がいただければ一番よかったんですけれども、大口店は御案内のとおり閉鎖されております。そういったことで、近隣の店舗、あるいは近くの物流センターから大口町に物資の協定ということで、いまだにまだ生きておりますので、その点、誤解のないようにお願いしたいと思います。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 大変失礼いたしました。

続きまして2番目の質問に入らせていただきます。

住宅リフォーム助成制度、これは仮の名前です。いろいろな制度の呼び方、支援制度ですと か補助金制度ですとか、いろいろあります。

平成3年10月にバブル崩壊による経済的被害は未曾有のものでした。金融業界では合併や統合が繰り返され、不動産、建設業界を初め多くの産業界で大きな被害を受けました。東海・中京圏ではトヨタ自動車と関連企業のおかげで他の地域に比べ不況の波が低く、本町においても経済対策を取り組むまでではなかったことと思います。次、ちょっと訂正があります。「平成21年」と書いてありますけれども「平成20年」です。平成20年9月にアメリカ発リーマンブラザーズショックが起こり、同年11月にはトヨタショックと続きました。

以後、本町でも失業者が増加し、中小企業や小規模事業所では廃業や倒産が続いています。 ちなみに、ことしの4月の倒産件数ですか、過去最大ということです、この東海圏において。 さらに本年3月11日の大震災です。トヨタで2ヵ月近い操業停止、現在でも100%の操業はで きない状況です。民間企業のサラリーマン世帯では2年ほど前から所得が減少している中で、 さらに減少を余儀なくされている状況です。小規模の商店や事業者は、売り上げが7割も8割 も減少している実態もあります。

町長、今こそ町内の経済対策が必要ではないでしょうか。まず第1点として、この経済対策

全般に対し、どのようなお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 江幡議員の方から、今までの平成3年のバブルショックからリーマンショックにつきましているいると御説明がございました。本町におきますとそんなに、確かにトヨタ自動車の関連工場がございまして、そういったことにつきましてはございましたけれども、中小企業に関しましては独自の施策といいますか、商工振興資金等々の関係で支援をしてきたというようなことで、直接大きな云々という話の方は私どもは聞いておりません。ですから、今後につきましても現状の中で体制を整備していきますというか、現状の方向性で支援をしていきたいというふうには考えております。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 住宅リフォーム助成制度の創設を私は検討していただきたいと思っている次第です。この制度につきましては、今の現状に合致した理想的な制度であると思います。単なる補助制度ではなくて、町内の疲弊した状況に対する経済対策、さらに耐震補強などの防災対策です。まさに一石二鳥の画期的な制度ではないでしょうか。現在実施中の太陽光発電設備の補助、町におきましては上限8万円、併用できるようなものも考えてみるのもいいんではないでしょうか。

ちなみに参考までですが、4月1日現在、全国で330市町村でこの制度を導入しております。 それぞれの市町村におけるその制度の活用の仕方というのは、いろいろな趣旨を持っているん ではないかと思います。東日本大震災以降の中では、防災対策をメインに打ち出している自治 体もあるかと思います。それ以前のものに関しては、単なる経済対策として地域の業者のいわ ゆる経済的な援護と、そのような目的だったんではないかと思います。

ただ、ここ大口町におきましては人口が2万2,000人、世帯数にしても7,500世帯、じゃあ建築に関連した業者がどれだけあるのかといったら、その数は十分町としても掌握し切っていないと思うんですね。そのような、町が今現在持っている小規模事業者登録制度というのがあります。それには約40件ほどの小規模事業者の方が登録をしている。いろいろな業種の人がいますよね。その中で建築関連に関しては11社ほどしかないそうです。さらに輪を広げて、例えば商工会議所の中の建築をメインとした、電気屋さんなんかもそうですけど、会員さんたち、さらには私も所属しております民主商工会というのがあります。さらに、大口町一町に限らないで、その近隣、尾北というと随分広い範囲になってしまいますけど、多少なりとも扶桑、江南、犬山、岩倉など一部の地域を巻き込んだ形の中での経済の活性化ということを考えてもいいんじゃないかなと思います。

現に今部長のお話の中で、実際、景気対策そのものに対するお考えというのは非常に疎いんですね。言葉はちょっと適切でないかもしれませんけれども、給与所得の方々、それから事業所得の方々、それぞれやはり社会状況、しかも経済状況的なものに対する受けとめ方が大きく違うと思います。例えば大口町の場合ですと、税収の中で法人町民税が減収していることは町長以下全員の方が御存じなはずです。その原因は何かといったら、やはり企業の収益が落ちている。それが1番なんじゃないですか。国においても何でこんなに大企業を保護するようないろいろな法人税減税ですとかそういうのをやっているかというと、大企業が海外に行ってしまったら困るから、大企業が国内にとどまって国内における税の徴収ができるようにする。主にはそのいわゆる従業員の人たち、給与所得の人たちからの税収というのを考えているんでしょうけど、それは私の憶測であって定かではありませんけれども、そういう意味合いで、ぜひ大口町だけに限定するんではなく、大口町で一つきっかけをつくることによって、近隣の市町村、そういったところの経済的な波及効果、そういうものを考えてみる必要が私はあるんじゃないかなと非常に強く思っております。

ちなみに江南市の制度を添付してありますけれども、はっきり言って、江南市が出している補助20%、補助の上限が20万、さらに予算としても2,000万、それでも1億数千万の経済的な効果はあったという話は聞いておりますけれども、十分なものではないと思っております。現実にもう少し町内のいろいろな小規模事業者ですとか、そういうような実態を、少し耳を傾けて、まちの経済発展のために考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 先ほどの回答と若干八重る部分があるかもわかりませんが、お 許しをいただきまして回答させていただきます。

住宅のリフォームを行うことは、住環境の向上等につながるだけではなく、中小企業の景気対策や雇用の創出に対しても波及効果があるものと認識しておりますが、町が把握している住宅リフォーム関連の小規模事業者については先ほど江幡議員からお話がありましたように11件と少なく、それほど経済効果を確認できるとは思っておりません。経済対策の観点に立てば、国・県レベルの大きな単位で実施していくことが効果があると考えております。国などのやっている住宅エコポイント制度が実施されております。

一般に言われますリーマンショック以降の不況による中小企業の廃業や倒産が大口町で続いているという情報はなく、商工会ベースで申し上げますと、平成22年度の廃業は12件、事業は継続しているが大口町の事業所を閉鎖した事業所が2件、任意脱退が5件、一方、逆に新規加入につきましては18件という状況でありました。廃業理由といたしましても、経営不振のみならず、後継者がいないためという理由も含まれておるということでございます。また、愛知県

信用保証協会のデータでは、返済不能になった事業所は20年以降毎年1件ずつと、他の市町に 比ベ少ない状況であります。この理由といたしましては、一つには、資金繰りは厳しいものの 固定資産のある事業者が多いためと聞いております。

町では、耐震改修、それから高齢者や障害者の住宅バリアフリー化への補助など、防災・福祉対策の課題に対し補助を行っております。一方、中小企業・小規模事業者へは、愛知県との協調融資に係る保証料、利子の一部を補助しており、平成20年度からは経済不況対策といたしまして景気対応緊急保証へ保証料、利子の一部補助、23年度からは日本政策金融公庫の経済改善貸し付けへの利子の一部補助と、幅広い制度融資への資金繰り支援に積極的に取り組んでいるところであります。引き続きこの施策を進め、町内の中小企業や小規模事業者の支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、現段階におきましては住宅リフォーム制度を取り組むことは考えておりません。以上です。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 私が申し上げていることが非常に理解しにくいんだと思うんですけれども、それぞれの例えば事業所を救済するとか、そういう意味合いのものではないんですね。そうではなくて、まちそのものを活性化していくための一つの手だてとして地域により少しでも経済効果が生まれるようなものがないかなというのが、この制度の私の質問事項なわけです。だから、別に住宅リフォームの助成制度じゃなくてもいいんです。耐震対策、防災対策、耐震補強、福祉の補強、いいんですよ。そういった方が大口町を中心として近隣の業者なりを利用することによって、その町内と近隣の業者の人たちがこの町内でより少しでも、一円でも多くのお金を使うことによって、近隣における経済効果が上がるんではないかということを申しているわけです。ですから、住宅リフォーム助成制度というのは一つの形として質問しているわけですね。本来の一番の目的は経済対策であり、それと併用して防災対策、その二つが今求められているんではないですかということを申し上げているんです。

ですから、そこを勘違いされちゃうと困っちゃうんですね。ただ目に見える部分で、例えばこの商工新聞に全国で330自治体が、昨年の10月には175自治体しか実施していないわけですよ。じゃあ何でそれがいきなり半年ぐらいの間に330の自治体に広がるんですか。それは確実にその自治体の中で経済的な効果が生まれているからじゃないんですか。若干なりともそういう効果が上がっているから、それだけの自治体が参加をしていく。隣のまちがやったからうちのまちもやりましょうとか、そんな安易なものでは僕はないと思っています。

なおかつ、震災以降の防災対策ということ、それから大口町においては高齢者の方の比率が 確実に年々ふえてきています。きょういただいた資料の中にも確実に65歳以上の方がふえてき ているんですね。そのようなバリアフリーですとか福祉的な工事、だから単体ではみんな補助があるんですよ。でも、単体で補助があったって、それを知っていて利用する人はそれはするかもしれない。だけどそうじゃなくて、広く町内全体の7,500世帯ある方々の中で、じゃあ太陽光発電するために、かわら屋根が重たいから屋根のかわらを軽量化のものにかえて、それで太陽光パネルを設置したらどうだろか。工事費が全部合わせると300万かかるよと。太陽光パネルに関しては国と県と町、そういった補助で三十何万の補助が受けられると。耐震補強については、56年以前の建物だから診断を受けて若干の補助が受けられたよと。だけど、それ以外に何かやったものに対しては何の補助も受けられないよと。でも、それがもし受けられるとなった場合に、大口町の場合には資産をお持ちの方も大変多いと思います。そういう中で、引き金として、町内に経済的な活性を呼ぶような引き金材になるんではないかということを私は言っているんですね。

だから、額面どおりこの質問事項の住宅リフォーム助成制度、僕はただこれを単体でぜひ導入してくれなんてことは一言も言っていません。経済対策と防災対策、さらには省エネルギー、エネルギー政策の転換、広い意味で考えてもらいたいからこういう質問書をつくったんです。書いてある言葉の範疇だけで考えてもらいたくはないです。私は新人議員として初めてこの場に立ちましたけど、町を担っている皆さん方がもっと思慮深いと思っています。まず前向きに取り組めるのか組めないのか、はっきりとした返答をいただきたいと思います。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) いろいろ力説していただきましたけれども、先ほどから言っておりますように、大口町内におきましては、リフォームだけで物を言いますとまたお話がややこしくなりますけれども、融資支援というようなことで、それが一つのきっかけになるとは思っておりません。それよりも、中小企業、あるいは小規模事業者の方がいわゆる家業を継ぐといいますか、それが反映するような形の中での後方支援、これが私どもの経済対策と考えております。そういったことで、現時点で次に何をやるというふうにはまだ考えておりませんけれども、そういったことで現在を支援していきたいというには思っております。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) お考え方はよくわかりました。ひとつこれは勉強していただきたいと 思うんですけれども、経済対策、経済政策と、それからそれぞれの企業や個人に対する後方的 な支援、金銭的な援助、そういったものと町全体における経済の活性化とか対策というのは全 く別のものだということを勉強していただきたいと思います。私も一緒に勉強させてもらいま す、さらに。そういった観点で、ぜひまたの機会にまた私は質問させてもらいます。私もさら に一段と勉強し、それなりの町の方で踏み切っていけるだけの準備をして臨みたいと思います。 次の質問に移ります。

高過ぎる国民健康保険税を値下げせよ。

高齢者人口の比率が高くなっています。子育て支援で中学卒業まで負担ゼロの実施などで保険給付費が毎年前年度対比でも増加しており、その財源には苦慮するところと思います。しかしながら、今ちょっと論じました、経済対策に触れていましたけど、町内の情勢をかんがみるに、今年度での税率改正は時期尚早ではなかったのでしょうか。まず1点、このことをお伺いしたいと思います。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) それでは、時期尚早ではないかということでございますけれど も、まず今回の大口町の国民健康保険の状況をお話しさせていただきたいと思います。

昭和36年度の国民皆保険制度発足当時はサラリーマンでない自営業者や農業従事者が国民健康保険の主な加入者でしたが、現在では産業構造の変化や高齢化の進展により、年金生活者や失業者等の無職者の割合が半数以上を占めております。ほかの社会保険と比べて加入者の平均年齢が高く、平均所得が低い状況にあります。

大口町の国保の加入者数は、平成20年度末で5,322人、平成22年度末で5,324人と、ほぼ増減はありません。また、国民健康保険加入者全体に占める60歳から74歳の割合は、平成20年度末にほぼ半分の50.1%でしたが、平成22年度末には52.7%へと増加しております。このほか加入・喪失の状況から、若い世代の方が景気回復の兆しにより社会保険へ加入される方がふえ、団塊の世代の方々が退職や社会保険の任意継続を終えて国保に加入される時期を迎えていると推測されます。今後しばらくこの状況が続くと思われます。

国民健康保険事業を運営するための財源は、国庫負担金や保険基盤安定制度など法律に基づく地方負担を除き、保険税で賄うことが原則とされています。大口町の課税方式は、地方税法に規定する三つの課税方式のうち、多くの団体が採用している所得割・資産割・均等割・平等割の4方式をとっております。所得の低い方々にはこのうち応益割と言われる均等割・平等割を軽減することが法令で定められており、平成21年度末において862世帯30.5%の世帯が対象となっております。

一方で国民健康保険の給付費は、平成21年度一般及び退職者全体で被保険者 1 人当たり年間 24万353円であり、これに対して医療分の保険税収入額は被保険者 1 人当たり 6 万6,489円で、 給付費の財源の27.7%と3割を切る非常に厳しい財政状況となっております。

しかしながら、平成23年度の税率改正は、国民健康保険税のうち後期高齢者医療への支援金分が1人当たり平成22年度より約2,500円、40歳から64歳までの被保険者が負担する介護納付

金分が約2,100円の増額となることに対して改正を行ったものであります。医療給付分の増額 見込みについては税率改正をせず、限度額の引き上げ、一般会計からの繰入金の増額と財政調 整基金を取り崩して賄うよう予算を組んでおります。ただし、後期高齢者支援金分、介護納付 金分についても不足分のすべてを保険税の引き上げで賄ったわけではなくて、半分は財政調整 基金を取り崩し充当する考えで被保険者の方の負担軽減を図っております。

平成23年度も医療給付費の伸びに対して保険税収入の増加が見込めないことから、依然として厳しい国保事業の運営が続くと思われます。保険者としましては、加入者に医療制度を御理解いただき、適正受診を心がけていただくための啓発事業や、保健指導による多受診や重複受診防止、医療費分析により得られたデータをもとに退職者に対する保健指導の強化などを行い、医療費の抑制に努めてまいります。さらに収入の確保につきましては、きめ細やかな納税相談を実施することで滞納者の抑制や収納率の向上に努めるとともに、健全な国保事業の運営を行うことより、国の特別調整交付金特別事情枠を継続して確保できるよう努めてまいりますので、一層の御理解をいただきたいと思います。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) きめ細やかな御説明をありがとうございました。

続きまして、その国保利用世帯、約3,000世帯ぐらいだと思うんですね。そのうち約610世帯、 正確には613世帯だったと思いますけれども、滞納世帯があります。反面、限度額の今年度か らの年間77万円ですか、苦にならないという方もいらっしゃるわけですね。100万でも200万で もいいよみたいなね。この極端な差があるということはまず御理解していただきたいと。

国民健康保険の趣旨は、先ほど部長の方からお話がありましたように国民皆保険、これは世界に誇る制度だと思っております。所得に応じた適正な保険料で、憲法第25条、生存権に基づいた社会保障、この制度だと思っております。その生存権ということを忘れないでもらいたいんですね。

国民健康保険に関しては、私も十分に隅から隅まで理解しているわけではありません。町の担当部署の方も恐らくそうだと思います。そういうような性質のものです。減免申請制度もあります。軽減制度もあります。そのような制度をより、じゃあ滞納している世帯の方がどういう現状なのか、きめ細やかな対応をなさっているとおっしゃっておりましたので、ぜひ担当部署からもそのような方々に軽減制度、減免制度、そのような制度を活用し、よりそういう滞納者が減るように努めていただきたいと思います。

最後、4番目の質問をさせていただきます。

駐車場増設のお願いです。

町の健康文化センター、その周辺ですね、中央公民館など駐車場があるんですけれども、私 も実際に利用しようと思って行くと、駐車場がいっぱいでとめるところがなくて、用水路側の 方にとめたりですとか、グラウンドの方のちょっと離れたところに車をとめたりとか、非常に 不便を感じる経験があります。町民の方からは、利用するために自動車で行くんだけれども、 いつも満車で、わきの路上に停車したり、用を済まさずに帰ってきてしまったり、何とかなら ないのかという声が上がっています。施設などの利用者の方々のために、ぜひ駐車場を増設す ることを御検討いただきたいと思っています。また、その地域の伝右の方のお話の中にありま したけれども、うちの前のわきの道によく車がとめられちゃうよと。迷惑しているそうです。 有効な駐車場に向けられるような土地もあるかと思います。

まずは第1点、駐車場を増設するようなことをお考えいただけるのかどうなのか、お伺いい たします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 駐車場増設ということでございますけれども、健康文化センター及び中央公民館駐車場につきましては毎日多くの車が駐車されており、満車状態時には路上駐車もありますことは議員御指摘のとおりでございます。この一帯は、健康文化センター、中央公民館、憩いの四季、図書館、温水プールなどの施設が集中しており、各施設に応じた駐車場整備はさせていただいておりますが、行事等が重なる場合はどうしても駐車場が込み合ってしまいます。今のところ駐車場の増設は計画しておりませんが、それぞれの施設において大きな行事等が開催される場合には、職員は総合運動場の駐車場等に駐車するなど、利用者の皆さんに駐車してもらえるよう現在配慮しているところであります。今後もこういった対応とともに、巡回バスの利用や乗り合わせて来ていただけるよう呼びかけてまいりたいと思いますので、御理解がいただきたいと思います。以上です。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) あそこの施設ではイベント等があったりして、他の自治体からいらっしゃる方ですとか、そういう方も多い実態があります。ですから、どうしても駐車場が不足する、御指摘のとおりだと言っているとおりなんですよね。

一つここに腑に落ちない施設がありまして、健康文化センター西側にふれあい池という釣り 堀がありますね。ふれあい池と言っているそうです。私が知る限りでは、町の予算としては補 助金として319万円ですか、年間補助金を出しております。その釣り堀機能を持ったふれあい 池の目的というのは、水質を調査するんですか、それと釣り堀として地域の住民、それから子 供たちの娯楽施設の一部のような名目になっているんではないかと思いますけれども、不思議 なことがあるんですね。その釣り堀の機能を持ったふれあい池が、営業時間が朝8時半から昼の1時までなんですよ。土・日・祭日はやっているみたいなんですけど、週2回、月曜と木曜は休業なんですね。子供がもし利用しようとしたら、学校から帰ってきて釣り堀へちょっと釣りに行こうよと、それには1時で閉まっちゃうわけですから利用はできない。そうすると日曜日しか利用できない。

さらに、そこを維持管理するために月々、今はNPOの法人の方に依頼しているようですけれども、月額で数万円の管理費というのもかかっているわけですね。そうすると、そういった費用を、町の方で問い合わせをすると年間1,200人ほどの利用者があると。それはそうですわ、営業している間、1日に四、五人の人が利用すれば、年間200日やればかれこれ1,000人ぐらいになるのも事実ですけれども、ただそれは、1年間私も統計をとったわけではありませんので、その回答いただいた利用者数に関しては信憑性がないと思って信じておりません。

そのようなことからいくと、そこの池の部分ですとか、すぐ健康文化センター西側の駐車場のさらに地続きの土地があるんですが、これは私の個人的な情報で得た内容ですけれども、駐車場をつくる際に、西側にさらに続けて駐車場をつくる計画が当時あったようなふうに聞きました。ただ、地権者の方が反対されたために、あれ以上広い駐車場ができなかったという説なんですね。それも100%裏づけをとっておりませんので、その近隣の長く住まわれている方のお話として受けとめたんですけれども、そこの地権者の状況も今現在は変わっているので、十分に駐車場にすることに対しては反対せずに賛成するんではないかというような話も聞いております。

結論からいくと、駐車場増設は不可能なことではないと思っております。すぐにどうこうというのではなく、来年度、さらには再来年度の予算立ての中でそれを検討するというような前向きな考えを持つことぐらいはよろしいんではないかと、私はかように思いますが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) まずふれあい池でございますけれども、西側のふれあい池を駐車場にということでございますけれども、このふれあい池は、魚釣りや自然観察を通して、子供からお年寄りまで、さらには地域の皆さんが触れ合う場として提供していきたいという目的で平成10年度から事業を始めました。そして、日常の運営につきましては地元ボランティア団体へ管理委託をする中で、毎年夏には親子釣り教室などが開催され、たくさんの人に利用をいただいているわけでございます。こうした中で、今後も町民の皆さんが自然と触れ合えるふれあい池として事業を進めてまいりますので、御理解がいただきたいと思います。

そして、駐車場、近隣の土地地権者の様子のお話も少しいただきましたが、ちょっと話がず

れるかもしれませんけれども、現在、健康文化センター、総合福祉会館、温水プール、総合運動場、これを一つのゾーンとして考えた場合に、大口町は駐車できる台数というのは、個々じゃなくて、総合的にしますと656台、現在駐車できる駐車台数は確保しております。そういった状況の中で、確かに議員さんが言われるように、私どもも確認しておるんですが、路上駐車とか、行事が重なったときはそういう問題も出てきておりますけれども、これをもう少し広い範囲で考えた場合、時々私も役場から健文の方へ歩いていくことがございます。本当に健文の周囲はびっしり詰まっているんですけれども、路上駐車ももちろん起きているわけですけれども、実際じゃあ総合運動場の方はどうなのかといえば、やっぱりなかなか遠いところへとめて歩くというのも、これも確かに心情的にはわかりますけれども、実際、本当に駐車スペースがないという状況なのか。それとも、実際に調査したということはございませんけれども、現在656台もの駐車ができるという場所は確保されておりますので、こういった部分で、土曜・日曜に大きな大会等が開催された場合にはまさに議員御指摘の事態が生じるかもしれないということも想定されますが、現状の中で656台があるという考えの中でとらえれば、何とか対応できていくのではないかと今思っております。以上です。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) 駐車許容量が656台の許容量があるよと。

そうすると一つだけ、それは前向きに取り組んでもらいたいものが一つある。というのは、健康文化センターと、それから向こうの福祉会館、プールの方になるのかな、押しボタン信号がありますよね。あそこは歩道がついています。こちらの健康文化センターの前の道路、それからずうっとグラウンドへ抜ける、あそこのところには押しボタン信号はもちろんありませんし、歩道もないんですね。何度かあそこを渡ったことがありますけれど、何かあったときって割と交通量は多いわけですよ、出入りが激しいから。せめて歩道ぐらいあってもいいんじゃないかと思うんですよ。これはまた担当部長が全然違う、これが縦割り行政の悪いところだと思いますけど、歩道が、せめて歩道の線だけでもあれば随分違うと思う。それと、あの近隣の伝右のおばあちゃんたちがすぐそばの喫茶店に行くのに結構怖い思いをするわけですよ。

だから、向こうに手押しの信号と歩道があるからいいというものではないと思うのね。こちらに歩道を1個つけることによって、じゃあグラウンド側の駐車場と、これで656台分のスペースは有効的になるんじゃないんですか。なぜ今までそんなことをみんな、656台、そっちが利用できるよということであるんだったら、そのような、じゃあこっちのグラウンド側の、満車の場合には向こう側の駐車場を御利用くださいとか、利用しやすいように歩道の白線だけでもかいてやるとか、できてきたことじゃないんでしょうかね、既に。本来だったら。歩道を御

検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 違っていましたら失礼ですけれども、一応健文と桃花台との交差点部分での歩道というようなお話かと思っていますが、歩道というよりも横断歩道というふうに認識しておりますけれども、今おっしゃいますように、福祉会館の前の方に手信号がございます。それを使って横断していただくということで今までもずうっとやってきております。そんな中でもし云々であれば、それはそれでまた検討課題となるわけでございます。そうした場合でいけば、当然その片一方の押し信号をなくす、当然短い区間での二つあるということは考えられませんので。そうなってくると、果たして今の福祉会館利用者、あるいは温水プール利用者、健文の利用者というようなところで、どこがベターの位置での横断歩道かということもまた検討になってくると思います。

今の状態の中でいけば、歩道というのは、総合運動場の方から行けば、西側に歩道がありまして、それから駐車場へ入っていただきまして、横断していただいて、福祉会館の方に手押し信号で渡っていただくという経路になっております。そういった中で、今後、利用勝手、今健康福祉部長がお話ししましたように、総合的な判断の中で、そういった横断歩道の位置等も検討された中で、そういった方がいいという話になれば、これはまた私どもが設置するわけではございません。当然、公安委員会の方でのお許しをいただく中でやっていくことでございますので、そういった考え方でもしたいかなというふうには思いますけれども、果たしてそれだけでいいのかということもいろいろありますので、そういったことの検討の上での判断をしたいというふうに思います。

(1番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 江幡議員。

1番(江幡満世志君) ぜひ今の件、突然そういう話に発展しちゃったんですけれど、検討していただきたいと思います。

ふれあい池の件、もう一度触れたいと思いますけれども、親子釣り教室というのは年に1回のイベントですよね。それがために1年間じゃあ管理していくのかどうなのか。実態調査そのものを私自身が詳細にわたってやっているわけではありません。今後、ふれあい池に関しましてはその実態解明をさせていただいて、再度、大口町にとってそのふれあい池といったものの存在が、存在そのものですよ、必要なのかどうなのか。親子釣り教室、年に1回のイベント、そのためだけにそれを保管することが大事なのか。それは教育の問題ですとか、いろいろな問題も絡まってくると思います。私自身も勉強いたします。ぜひ当局の方でも検討していただきたいと切にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(倉知敏美君) お疲れさまでございました。

それでは会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

(午前11時46分)

議長(倉知敏美君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1時30分)

吉田 正君

議長(倉知敏美君) 続いて、吉田正議員。

2番(吉田 正君) それでは、議長さんのお許しがありましたので、一般質問を始めたいと 思います。

今回で私、一般質問、これで65回目を数えました。おかげさまでまた4年間、16回、何とか 欠かさず一般質問を続けていきたいなというふうに思っております。どうかよろしくお願いし ます。

まず1点目ですけれども、全学年35人学級の実現をということであります。

今、中学校の1年生では35人学級で8クラス、あと2年生、3年生というのは40人学級なんですよ。中学校の生徒さんの数はというと、1年生が253人、2年生が243人、3年生が269人ということでして、実は3年生が一番多い人数なんですね。その中で、1年生253人で8クラス、35人学級です、これは。このほかにも特別支援学級というのがまたあると思いますが、あと小学校の方では、1年生と2年生ですか、35人学級をやっておられます。また、3年生、4年生、5年生、6年生になると、これは実は40学級になると。子供さんがおらんとなかなかそういうものの実感がないわけでありますけれども、私は全学年を35人学級にまず、私たち共産党というのは30人学級を目指すということにしておりますけれども、実は愛知県が、要するに教員を中学校1年生、それから小学校1年については要するに配分して、それで35人学級ができるように今しているわけですけれども、まずその35人学級に全学年ならないのかなということで質問させてもらっているんです。

実は中学校は、今、教職員が62人で25学級あるんですね。これは24学級を超えると大規模校というふうに言われる、要するに分類される、そういう規模になります。今回は、教科センター方式でいろいろこれまで問題点もあったわけですけれども、そうしたものも解消するために、子供が横のつながりが薄い、そういうこともありまして横並びに学級を配置してきたということがやられています。私は中学校1年生の子供が今いますけれども、その前、卒業しちゃいましたけど、3年間、上の子がお世話になってきたもんですからわかるんですけれども、そうい

った横並び学級の配置の仕方というふうにまた配置の仕方も改善されてきたところです。

それで、私は学級懇談会に行って非常に感銘を受けたことがあります。国語の先生のお話でした。実は、小学校6年生はこの1年間で一体何文字の漢字を学習するのかということなんです。あと中学校1年生になると一体何文字を学習するのか、町長さん、御存じですか。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 承知しておりません。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 大抵の人は知らないです。だから町長さんが知らなくても別に何ら恥じることではないです。私も伺ってわかったわけですけれども、小学校6年生で181文字の漢字を学習するんだそうです。中学校1年生になると318文字を学習するんです。ですから、倍とは言いませんけれども、しかし倍近いんですよ、学習する内容は。私はこの点についても驚きました。

それから、小学校6年生の週当たりの国語の時間というのは何時間あるか御存じですか。多

分これも御存じないと思いますけれども、1週間に5時間、国語の時間が配分されている。ところが、中学校に入ると1週間のうち何時間が配分されているか。これも多分御存じないと思いますが、4時間しか配分されていないんです。国語の漢字を学習する、これは一つの本当に端的な例なんですけれども、国語の文字を覚える文字が倍近く覚えなくちゃいけないんですよね、6年生と1年生と比較をすると。にもかかわらず、週当たりの国語の時間数は1時間減っちゃうんです。これは私は大変なことなんだなということを本当に改めて感じさせられました。それで、小学校6年生は大体1時間に1文字を覚えると大体全部が学習できるぐらいの時間配分だそうです。中学校1年生はどうかというと、1時間に2.2文字も覚えないといけないということなんです。6年生から中学校1年生へ入った途端に覚える漢字の数が莫大にふえていく、私は本当に我が子ながら大変なことだなというふうに思いました。本当に子供を見ていると、ぎりぎりだと思います。部活もちょうど始まりましたし、自学帳といって自分で学習するノートがあるんですけれども、これも1日2ページは最低やっていかなくちゃいけない。そのほかに教科の宿題等々もある。また中間テストや期末テストもある。人によっては塾にも行かなくちゃいけないということで、私は子供たちというのは非常な過密スケジュールの中で今学校で勉強をしている、そういう状態だと。

この先生のいいところは、今の子供たちをしからないでほしいと。本当にいっぱい覚えなくちゃいけない、もうぎりぎりの中で授業に何とかついていこう、また自学帳も1日2ページずつ何とかやっていこうということでやっているもんだから、テストの成績で親御さんたちはそ

れにとらわれてしからないでほしいと。要は3年生までそうした自分で勉強する力をつけることによって、それが3年生まで続くことによって、自分の希望する学校なり、自分の進路なりを決めていけるわけですので、今は順位なんかで焦らないでほしいと言われたんですよ。これは本当にそうだなというふうに私は思ったんです。ですから、私の子供は、ここで成績をさらずわけにはいかんわけですから言いませんけれども、それはいい方ではありませんけれども、本当に我慢だなというふうに思いますし、子供を見ていても本当に頑張っているんだなと、できないながらもね。そういう状態だなということをつくづく感じるわけです。

これは多分私どもの子供だけではない、子供たちを取り巻く全体の私は問題なんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう中でも、やっぱり少しでも親としては、また子供もそうだと思うんですけれども、学校の勉強がわかることが喜びにつながる、その喜びが次のまたステップになっていく、こういう繰り返しによってさまざまな知識等々が、子供たちは水を吸い込むように吸収するというのは本当にそうなんですけれども、そういうことだというふうに私は思うんです。

そういう環境を少しでもよくしていく、子供たちを取り巻く環境をね。そのためには大人たちは何をしてあげたらいいのかということ、これは考えなくちゃいけないと思うんです。よく競争させればいいということを言われる大人があるんですよ。でも、競争させても、必ず1番があってドベがあるんです。そういう中で、やる気がなくなってしまうようなことがあっては私は本末転倒だというふうに思うわけです。だからそういう意味では、私は本当にその授業が、先生方と向き合った形で授業が本当にやりとりできるような、そういう授業が私は本当に望ましいというふうに思いますし、先生方が一人ひとりの子供たちの目を見ながらできる、そのためにはやっぱりクラスの子供の数が少ない方が教えやすいし、また教えがいもあるというふうに私は思うんです、そういう意味ではね。私は決して競争によって学力が向上していくとはとても思えない。私はこの先生のお話を伺って、本当に改めて私はそれは感じさせられたことです。

ぜひそういった意味でも、35人学級というのはまず私は町として取り組むべきじゃないかというふうに私は思うんです。その点について森町長の考えをお尋ねしておきます。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 御承知のように、学校の先生というのは非常に、大口町の中だけではなくて、広い範囲の中で異動がありますし、また先生の給料等につきましては県の負担というような形での教員の状況であります。そういう中で、35人学級、あるいは先ほど党としては30人学級をというようなお話があったわけですけれども、そういうものを求めて運動してみえる。数が少なければ多分言われるような効果も上がるというふうには思いますが、私はすべて今の

競争を否定するという考え方ではありませんので、今吉田議員さんが言われました、すべての 小中学校における学年の35人編制、これについては、今お話をしましたような状況等から、今、 大口町で独自に対応するということを考えてはおりません。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 今、競争の話で、すべて競争が悪いわけじゃない、だから35人学級はというような話があったんですけど、じゃあ今やっている35人学級を否定することになっちゃいませんか、そんなことを言ったら。だから、それは私はおかしいというふうに思うんです。

やっぱり一人ひとりに目が行き届く教育、これが私は今何よりも大切なことだというふうに 思います。上の子供が行った学校の授業参観も私はちょっと見てきたんですけれども、これは 本当にすごいんですね。先生がどんどん例題を解いていく、その間に子供たちがどんどん質問 していくというふうですね。まるで劇場を見ているような感じです。要するに、教えてもらう 子供たちが受け答えする中で、どんどんどんその授業が発展していくんですよ。それは見 ている方にとってみれば非常におもしろい、これは。多分その授業を受けている本人たちはも っとおもしろいと思いますね、こういう授業のあり方というのは。一方的に聞いているだけじ ゃないんですよ、これは。

私は、授業というのは本来そうあるべきだと思うんですね。それはいろいろ学力だとかそういうものの差は当然私はあると思うんです。子供たちはいろんな、義務教育ですからね、これは。しようがないんです。高校になるとまた一定のレベルの子たちだけで固まるもんですから、そういうやりとりが行われるのは当然と言えば当然なのかもしれませんけれども、しかし、学ぶ楽しさというのが本当に授業の中にないと私はいかんのじゃないかなというふうに思うんです。そこにやっぱり教育というのは力を入れていく、そのことが今教育の中にも問われていることなんじゃないかなということを私は改めて感じるんです。

そういう意味からも、私は子供たちに目が行き届く教育が本当に必要なんだと。ヨーロッパなんかでいけば20人とか15人なんていうのは当たり前の話で、35人も40人もクラスにおるなんて言ったら驚かれるんですよ、まず。そんなことはまずあり得ない。せいぜい20人ぐらいしかそんなもん見れんのじゃないんですかというのが世界の常識なんですよ。これは私が言っていることだけじゃないから、当然、教育長さんやなんかは当然勉強してみえるわけですのでそういった状況なんかはわかってみえると思うんですけれども、あとは予算の問題だけなんじゃないんですか、本当は。やる、やらんというのは。

そういう意味では、県に対してもこれは全学年に広げてほしいという要請というのは町の方ができないのかな。私は当然そういう要請をして、さらに行き届いた教育をしていただきたい。

そのことによって、本当に生きるための知識等々を兼ね備えた人づくり、そうしたものが必要だということはわかってはいるけれども、なかなかそういうところにまで行き届かない今の教育があるわけですので、それを少しでも実現させるためにも、やっぱりクラスの子供の数を少なくして、そして目が行き届く教育をすべきだというふうに思いますが、この点は教育長はどのようにお考えですか。

議長(倉知敏美君) 教育長。

教育長(長屋孝成君) 幾つかいろいろと疑問に思われる点があったことに対してお答えをしていきたいと思います。

まず一つは、吉田議員さん、大口中学校の懇談会に行かれて教員からいいお話を聞いてきたということは、国語の先生でしょうか、教員が育っているなということを思って大変うれしく思った次第でして、これは学ぶ喜びをいかに味わわせるか、そのために努力を先生方がされているということであります。

実は6月6日でありますが、月曜日です。全員協議会かなんかがあった日でありましたが、大口中学校の学校訪問ということで丹葉地方教育事務協議会の訪問がありました。私も一日参加をしたかったわけですが、そういう事情で午後参加をさせていただきました。その中で理科の授業と国語の授業を半分ずつ見たわけですが、その授業の中で、当然クラスの中には40人近くの子供がいますので、学力的に優秀な子から大変学力的に低い段階の子もまざってたくさんいるわけですが、教室で学ぶというのはどういうことなのかということを私自身も考えさせられました。といいますのは、グループ学習をする中で、グループで意見を練り上げて、そして発表していく過程の中で、先生がいかに子供たちの声に耳を傾けることができるか。もっとはっきり言えば、間違った回答に対してもいかに受容な心で授業に参加させる工夫がされているのか、そんな場面を見まして、ああ、先生が育っているな、子供たちもそれにこたえて、できる子、できない子、学校というのはそういう集団なんだ、学びがあるんだなということを思ってきたわけです。

それから35人学級云々のことについてでありますが、法的な件につきましては吉田議員は重々承知ですので申し上げませんが、35人と40人という比較をしたときに、当然、担任1人当たりの子供への手をかける時間的な面につきましてはふえるわけでありますので、一人ひとりに行き届いた教育ができるということは、この一つの事例だけでは言えるかなということを思います。けれども、子供たちの育ちというのは、実は、当然小学校の低学年になれば担任の先生の影響力は大きいわけですが、子供たちの育ち、健全な育ちをするためにはさまざまな教育的な力が働いております。簡単に言えば教育的なサービスと考えていいわけでありますが、道徳性の涵養、あるいは進路の指導、あるいは生徒指導等々さまざまな先生方が学校の中で組織

的に運営をして働いておるという状況でありますので、例えば35人学級にすることによって、 そこへ人を1人充当することになれば進路指導の方で不備が生じたりとか、あるいは生徒指導 上に問題が出てきたりというようなことはあるかもしれません。そういう状況でございます。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) なかなか35人学級、現状の状態で35人学級にしようというのは現場では 大変なことだということは私も重々承知するところです。例えば大口中学校では、今25学級あ るけれども、教職員の数は62人お見えになるのね。学級数からしたら多いんじゃないかという ふうに見られるのかもしれんけれども実はそうじゃないという、そこら辺のところを理解しな いと実は35人学級をどうやってやるんだという、その進めることにはなっていかないんですよ、 これはね。ですから、そこら辺も実は町の方もよく検討していただきたいというふうに思うん です。

というのは、予算的な措置というのは教育委員会にないんですよね、現実の話として。それは学校の先生は県が派遣してくるから県費でやるんだということなのかもしれませんけれども、しかし、現実には町費で雇っておる先生もおるわけで、そういう中で例えばやるならやるということも町の方も考えられるわけですよ。そういう意味では、当然私はこれをやるかやらんか最終的に決断するのは、教育委員会というよりも、町がどういうふうに決断するのかなということを考えたもんですから、あえて森町長にこれは質問が振ってあるわけなんです。だから、そこら辺まできちんと、わからんならわからんで聞きに来てもらえやいいし、読み解いていただきたいなというふうに私はまず言っておきます。

いずれこの35人学級についてはまた質問をこれからも続けていきたいというふうに思いますし、現場サイドからすれば当然目の行き届いた教育をしたいというのは当たり前の話ですので、その当たり前のことが実現できるように、大口町立ですので、町立の小学校や中学校ですので、町がいかに責任を持ってやるのかということじゃないんですか。私はそう思いますよ。ですから、そういった立場でこれからもぜひ、経営会議だったですか、僕は経営会議という言葉が嫌いなんですけれども、部課長会議でいいじゃないですか、しゃっちょこばったそんな名前をつけんでも。そういう中でちゃんとこういうものは議論してほしいですよ、本当に。未来の子供たちの問題になるわけですので、ぜひそうしたことをまた一緒に御議論したいし、これからも検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

軽度を切り捨てる介護保険にならんようにというタイトルをつけました。

まず、介護保険は軽度から重度まで7段階で区分されております。介護認定されている人は

それぞれ何人いますかという質問ですが、よろしくお願いします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 人数でございますけれども、この6月1日現在で御報告させていただきます。まず要支援1の方が69人、要支援2の方が57人、要介護1の方が96人、要介護2の方が93人、要介護3の方が76人、要介護4の方が60人、要介護5の方が31人と、計482人になります。以上です。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 今御答弁ありましたとおりであります。要支援 1・2を合計しますと 126人、それから要介護度 1 から 5 までの人が356人に上る。要支援と要介護の人を合わせると 482人ということになる。これは 1 年ぐらい前と比較すると多分80人ぐらいふえているんじゃ ないかなというふうに思うんです。私、12月議会だったか 3 月議会だったか、たしか質問した と思いますけれども、大口町は介護認定率が非常に低いと。大体65歳以上の人の人口に対して 9.8%程度、近隣の自治体を見ると大体12.8%とか15%とか、そういう数字が出ておるんだけ れども、10%を切るような介護認定率というのは低いんじゃないかという質問をしたんですね。 それから比べると急に80人ぐらい実はふえておるんです。ですから、これが大分正常といいますか、近隣の状況に追いついてきたのかなというふうに思います。

このうち、多分施設サービスを受けている人はふえていないんかな、多分ね。80人ぐらいが施設サービスで、あとが在宅のサービス、そういう状況に大まかに言うとなるわけです。施設サービスは、施設がふえていないもんだから、これはふえようがないんですね。ですから、そういう問題点が大口町にはある。要するに特別養護老人ホームに入ろうと思っても入れないでいる人たちが結局どんどんふえていくという状況が、今、私は町としての問題点かなというふうに思います。そういう中で、御桜乃里等々も一生懸命頑張って努力をしていただいておるという話は私も聞いていますし、そのほかの、在宅のサービスではあるけれども、それぞれのサービスを行ってみえるところも非常に頑張っていろんなサービスを提供していただいておる。それも事実として私もつかんでおります。

しかし、今回問題なのは、この126人、要支援 1 と要支援 2 の人と、あと一部自立と認定された人ですね、こういう人は実は介護保険のサービスから外されて別の新たな事業で行えるようにしようとしている、これが問題です。この新たな事業のことを総合事業と言っております。これが介護予防・日常生活支援総合事業、こういうふうに呼んでいます。これを総合事業と呼ぶわけですけれども、この事業は、介護予防や配食、見守りなどを行うとしていますけれども、サービスの内容も利用料も実は自治体任せ、そういうふうにしようと、まだ決まっていないん

ですけれども、しかし、そうしようと今国はしています。

厚生労働省の資料などでは、配食サービスが推進されるとヘルパーさんを打ち切ると。担い手も、そういうサービスをするその担い手のことですけれども、それを民生委員さんや地域のボランティアを活用しようとしている。これが今国の進めようとしていることです。それから要支援の人は、自治体、大口町なら大口町が総合サービスをやるというふうに選択すると、これまで受けていたサービスが要するに受けられなくなってしまいますよと。要するに今までサービスを受けていた人が選択するんじゃなくて、自治体が選択しちゃうわけなんです。この点が大きな違いがあると思いますけれども、こういう認識で間違いがないかどうか、健康福祉部長にお尋ねします。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) それでは総合福祉サービスでございますけれども、介護予防及び日常生活支援総合事業につきましては、今のところ平成23年2月に開催されました全国介護保険担当課長会議の資料によりますと、制度の大まかな概要しか示されておりませんが、要支援の皆さんがこれまで受けてみえましたサービスが受けられなくなるということはないと考えております。したがいまして、総合サービスについては引き続き制度内容の把握に努めて、介護保険事業計画の策定の中で検討していきたいと考えております。以上です。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) それでも、配食サービス、今も大口町も配食サービスをやっていますけれども、週に7日間ですね。週7日配食サービスをやっている自治体の方はまだこの近隣では多分少ない状態だとは思いますけれども、しかし、実は週7日配食サービスをやっていなくても、お弁当屋さんが実はやっていて、そこからとっているという人も結構あるんですよ、大口町内でも。私も何人かそういう人を聞いています。扶桑町の方の八百屋さんもやっているそのお弁当屋さんが、いろいろナスだとかキュウリだとか必要なものもあわせて一緒に届けてもらえるもんだから、すごく便利だといってその方は言っておられますしね。だから、本当に介護保険以外でいろんなそういった、福祉とは言わないんだけれども、そういうサービスというのか、そういう御商売を実はやってみえるところも、町内にはなさそうですけれども、町外にはあるようです。

実は、障害者の方や御自宅で介護を受けてみえる方もそうなんですけれども、弁当ばっかりだと結局飽きちゃうわけですね。ですから、お金のない人はどうしておるかといったら、一つの弁当を2回に分けて食べているとか、いろんなことで耐え忍んでおる状態が実はあるわけですけれども、しかし、ヘルパーさんが来てもらえるのか来てもらえないのかの違いについては

非常に大きな違いがありまして、掃除ができなくなるようなことになってもいけないわけです し、それから温かい食事をやっぱり食べたいというのはだれもの願いだというふうに私は思うんですね。そういうものも、これは市町村によってですから、市町村がどういうサービスをつくるかによってそこら辺が違ってくるわけですので、例えばの話として厚生労働省の中ではヘルパーさんを打ち切って配食サービスに置きかえたらどうですかというような例示まで実は出されているんですよね。だから、それがサービスの後退につながらないということ自体が私はよく理解ができません、そういう意味ではね。

だからそういう意味では、4月に入ってから本当にひどい状態なんですよ。とにかく国の介護保険のお金がかかり過ぎるから、これを打ち切るために、議事録もまだ公開もされていませんけれども、ひどいことがどうも議論されたらしいです。多分町の役場の方がつかまれているのも2月までの段階なんだろうと思うんだけれども、でも介護保険、要するに社会保障推進委員会かなんか忘れたけど、その介護部会かなんかで語られている内容はかなりひどいものだということが今取りざたされているんです。ですからそういう意味では、国の言うことをそのまま私はうのみにすることはとてもできない。本当に今のままでは大変なことに私はなると。

だから、町としては少なくとも今の介護保険で行われているサービスを低下させない、そういうことをまず約束していただきたい。これは私は非常に大切なことだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 介護保険、特に要支援1・2の方につきましては、現在、基本的には要介護状態にならないために介護予防給付という形の中で事業が展開されております。 そして今回、いろいろ不都合な点等はまずちょっと抜きまして、今回考えられておる制度というのは、これからどんどんふえていく単身高齢者、高齢者世帯、そういった人たちが要は孤立しない、孤独になっていかない、そういった意味も含める中で例えば一つの例として見守り・配食というものが上げられておると私は思っております。

そういう中で、議員さんが言われるように、サービスを低下するんじゃなくて、逆に現在ある介護予防給付にプラスする形の中で、配食であれば配食・見守りというものを総合事業として考えて、それを大口町が選択したとします。そういう選択をした中で町として何が問題になってくるかというところは、現状そういった部分につきましては介護給付ではなくて、現在要支援にもなっていないその境界線にある方を地域支援事業という中で今見守っておるわけなんですけれども、そういったものをあわせた総合事業というものが、そういう要支援1・2の方を要介護状態にしないように持っていくためには、これは私はいいことだと思っています。

ただ一つ、先ほど言われた中で、財源をどうしていくかというところがあろうかと思います。

確かに現在の地域支援事業につきましては、その介護保険、さらには国・県、一部出てきておりますけれども、実態としては各自治体の負担というのは大きくなっておるという現状がございます。でも、それを一つだけに限定するという形でなくて、自治体としては、従来の介護予防給付もできますよ、総合事業も可能ですよという、必ず一つをとりなさいという形では私は言っていないと思っておりますので、これは今後私ども計画を策定していく中で十分検討する余地はあり、本当に実際サービス、この人に合ったサービスを提供できるという幅が広がれば、これは全くサービスの低下につながるというふうには考えておりません。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 多分そういう認識だから今そういう答弁しかできないんだろうというふうに私は思うんですけれども、しかし、どっちか選べるということなんですよね。だから、選べば今度は介護保険給付は要するにやめますよということになるんですよ、総合サービスに移行するということになると。そういうことを今国が言っているんですよ、現実は。そうすると、今までの介護給付サービスそのものが打ち切られると困る事態というのがいろいろ発生してくると思うんですよね。それは例えば、介護用のベッドのときもそうだったと思うんですけれども、要支援の人には介護用のベッドは貸し出しができない、そういうことが私はあったというふうに思うんですけれども、そういう事態等々も出てきかねない。

これはやっぱりどう考えても、介護給付費を削減したいという思いから今の総合事業というのが考えられているんですよ。ですからそういう意味では、これが今ある介護保険サービスに上乗せしてこの総合事業があるんだよという、今の部長が思い描いているようなことであるんだったら私もそんなに言いませんよ。しかし、違いますよ、これは。総合事業というのは、介護給付費そのものを削減したいと。そのためには比較的軽い人たちの部分をいかに削るのかという議論を今国の方でやっているんですよ、現実は。

ですから、果たして総合事業がこういうサービスを受けられる人にとっていいことになるのかどうなのかということは、いい部分もありますよ、確かに。その見守りという部分で、どうしても見守りをしてほしいという人が、この中にもありますよね、ヘルパーさんと一緒に留守番ができるようなふうになるといいんですけれどもというのが例えば152ページかなんかにある。この今の高齢者等実態調査報告書、私もこれを読ませてもらったんですけれども、こういう中に出てくるんですよ。そうすると、総合事業の言っている給付するサービスにばしゃっと当てはまるような、そういう内容も確かにないわけじゃないんです。だから、そういう点ではいいのかもしれない。しかし、少なくとも今あるサービスを切り捨てて、そして総合事業に置きかえるというのは私は反対だという立場なんです。

今部長さんからの話を聞いていると、それはそれとして実はあるんだよと。今の給付にこれは上乗せなんだという考えで大口町の介護保険サービスをやっていただけるのなら、私はまだそれはそれでいいというふうに思います。さっき言われたように、あとは財源ですよね。高齢者の方に実費を押しつけるのかどうするのかと、その総合事業を始めるにしても。介護保険のサービスだったら1割負担でいいわけでしょう、事は。ところが、総合事業になると実費負担だという話になったら、これは大変なことになりますよね、高齢者の人も。とてもじゃないけど、そんなサービスは受けられんという話になりかねないですよ。

今、町の方でも県か何かから補助金をもらって、シルバーの人にお掃除で、ワンコインサービスだったかね、あれもそういう意味では総合事業の先取りみたいなものじゃないかなというふうに自分としては認識しているけれども、今あるサービスに上乗せしてそういう事業をやっているということだったらそれも便利でいいかなというふうには思いますけど、どうも国の御意向はそうではない。介護給付費をいかに減らすのか。しかも、重度の人を減らすとなると反発が強いもんだから、いかに要支援の人たちを介護保険から追い出そうかというようなところに私はねらいが定められている、ここに私は問題だというふうに思っているんです。

ですから、今部長が言われたように、そうならないように今のサービスは維持するんだと、総合サービスは総合サービスでそれは上乗せなんだというふうに、大口町では今度の今計画をされているんでしょう、第5次介護保険サービス計画、これがそういうふうになるようにぜひ御努力をいただきたいというふうに思います。

あわせて、以前から質問しているように、365日24時間の介護が受けられる体制がとれるようにしていただきたいというふうに思うんです。例えばこの大口町の高齢者実態調査の報告書の225ページには、やっぱりここに大口町における地域包括ケア体制の確立ということで、大口町における24時間365日の介護サービス体制の確立について考えをお聞きした結果ですということで、わざわざ町としてもこの問題について取り上げて、要するにこれは介護のサービスを提供するケアマネジャーの方ですか、そういった人に対するこれはアンケートの結果だと思うんだけれども、そういったサービスを本当に提供したいなと思っている人たちからは非常に歓迎されている、この設問についてね。この設問に歓迎されているというふうに私はこれを理解するわけですけれども、現実にその365日24時間サービスが、例えば在宅の上でそうしたことができるのかどうなのかということはまた別にして、でも、そういうのをやっぱり町としては目指していかなくちゃいけないという立場に立っておられること自体にサービスを支援するケアマネジャーの人たちは非常に歓迎をしている、私はそういうこれは結果であろうというふうに思うんですね。

だから、この点についても、ぜひ365日24時間体制の介護保険サービスを行っていただきた

いというふうに思いますけれども、そういう当ては今のところあるんですか。

議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 当てがあるかないかというところでまずお答えさせていただければ、当てというものは現状の中では、現在の介護保険制度の中では当ては見込めないというふうには思っておりますけれども、24時間365日の介護が受けられる体制の整備につきまして、まさに現在は夜間対応型訪問介護という形で行われておりますけれども、これは確かにサービスが利用しづらい、さらには介護サービス事業者の全く参入が見込めないというような、そういった問題点を持っております。そういった中で、今年度でございますけれども、そういった部分を何とかカバーできないかという中で、モデル事業として24時間対応の定期巡回サービス及び随時対応サービスというものが考えられて、これが全国のモデル市町村の方で実施を今年度されてまいりますので、そういった実施状況や事業者の参入意向、こういったものがこれからわかってくるのではないかと思っておりますので、そういったところの状況把握、そういった部分でまずは努めていきたいと現状思っています。

それから、先ほど言われました総合事業の関係ですけれども、総合事業というのは地域支援事業という中に位置づけられますので、一つ、勘違いをされますといけないんですけれども、自治体がそれを選ぶという、これは現時点でわかっている解釈なんですけれども、介護予防給付も地域支援事業も両方とも存在します。なおかつ要支援1・2の方はケアプランというのが、現在、地域包括支援センター、そこのケアマネジャーによってケアプランが作成されてまいります。そういう中で、この方に適したもの、じゃあ総合事業の方がこの人はいいんではないかとか、いや、この人は介護予防給付の事業でいいんじゃないか、そういったところの選択の余地は残るというふうで解釈しておりますので、その点だけ勘違いされないようにお願いしたいと思います。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) そういうことは、私自身もそうあってほしいというふうに思っているわけですけれども、しかし、現実には介護保険の給付の方を、例えばこの人ならこの人で、もうやめちゃうよと。総合事業の方がいいということで、それに当てはめられてしまえば、ヘルパーの派遣とかそういうのはなくなってしまうというのは事実として残るわけですよね、幾らヘルパーさんに来てほしいと思っても。だからそういう意味では、私はこれは両立というか、並立させるような、そういうサービスとしてやっていただかないといかんのじゃないかなというふうに思いますし、せっかく介護保険料を払っておっても、何だと。総合サービスの方に振り分けられて、それで保険料は取られるけれども、実際には介護保険給付は受けられないと。こ

れもデメリットですよね、これ。私はそれも本当におかしい話だというふうに思うんですよ。

何でこんなふうに分けてくるのかということですよ、国が。おかしいじゃないですか。そんなことをやらんでも、わかりやすくしようと思えば介護保険の中で全部やればいいんですよ、ちゃんとやるつもりでおるんだったら。しかし、国はやるつもりはないんですよ。だから、人の善意につけ込んで、ボランティアだとか民生委員さんだとか、そういう人たちを使ってやろうとしているのが実態なんじゃないんですか。地域力だとかそんなことを最近よく言うわけですけれども、そういうものにごまかされては私はいかんというふうに思うんです。

じゃあ、そういう担い手の人たちにどんどんどんどんとんこれから負担を押しつけようとする、そういうことで本当にいいのか。24時間対応の問題でもそうじゃないですか。うちでも夜の11時とか12時に電話がかかってくるんですよ、病院へ連れていってほしいと。それはそういうサービスがないからじゃないですか、現実の話。だからそういうものも、人の善意だけでそういうのは乗り越えていけばいいんだというような物の考えでいけば、最終的には介護保険制度そのものは崩壊していかざるを得ない。信用がなくなっていきますからね、介護保険制度そのものに。

だから、いい悪いは別にして、その365日24時間のヘルパーの派遣というのは、以前、コムスンという会社がやっていましたね、もうなくなっちゃいましたけれども。人材派遣の会社でしたけれども、そういう会社があったわけですけれども、それ以来ない状態、これがずうっと放置されている。しかし、介護保険のメニューの中には入っている。本当に恐ろしい話です。まさに保険あって介護なしというような状態に今もなっている。それの認識は十分担当もされておみえになりますので、本当に保険あって介護なしというような状態にならんようにこれからも大いに頑張っていただきたいと思いますし、また大いに議論をこれからも、介護保険事業計画についても随時やっぱり今どんな状態になっておるのかぜひ御報告等々もいただきたいと思いますし、こういう一般質問の機会にぜひまた今後も意見交換ですね、これはある意味、質問というよりはね。そういうことが行えるといいなというふうに思っています。

それからあと介護保険料ですけれども、自治体によっては1,000円以上月額値上がりするというような、そういう声も実はあるわけです。大口町は今のところどんな状態でしょうか。 議長(倉知敏美君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 現状どんなところかということでございますけれども、大口町としましては、昨年度より要支援及び要介護認定者、さらには単身高齢者及び高齢者世帯を対象とした高齢者実態調査を実施させていただきました。そして高齢者等の状況や意向を把握しているところでございます。そして今年度は、まず将来人口推計を行うとともに、平成21年度からの介護認定者や介護給付の実績を分析し、制度の改正等による影響も考慮して、平成24年

度からの介護保険料を12月ごろまでに算出する予定にしておるところでございます。そして大口町では、平成18年度から23年度の2期6年間につきましては、従来のサービスを低下させることなく、何とか介護保険料を同額現状維持の形で保ってまいりました。これから引き続き、24年度以降の介護保険料の設定につきましても、サービスを低下させることなく、給付費の支払準備基金、こういったものも視野に入れながら、少しでも上昇を抑えていきたいと現在のところは考えております。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 私は、介護保険料が上がっていくこと自体、私は上がっていく方が実は当たり前なんじゃないかなというふうに思うんです。これがもし下がるようなことというのは逆におかしいというふうに思うんですね。というのは、要するに介護に実際に従事してみえる方の賃金が非常に低い状態にありますよね。それで、国の方もその賃金を引き上げなければならないということで、そのための特別の資金を各自治体に配分されて、介護保険の財政調整基金かなんかに積まれているんですか、また別の基金だったかね、ちょっと私は忘れたけれども、そういった形で、3年間だけだったのかどういうふうなのか私はわからんけれども、そういうことが行われましたよね。これは期間が過ぎてしまったら、またもとへ戻っちゃいますよね。今まで介護事業者が月額1万円引き上げるといって、そういうふれ込みで、実は国からお金が来ておったやつが、例えばそのまままた今回も来ればいいんですけれども、もし来ないような場合になりますとどうなるのかということなんです。そうすると、これは介護保険料にそのまま上乗せされかねない、そういう事態になると私は思うんですね。

そうならないようにするにはどうしたらいいのかということになるんだけれども、そうすると、私はこれは一般会計からの繰り入れをせざるを得ない、そういうふうに思うんです。これまで町の方は、一般会計からの繰り入れはできないと。国はやっちゃいかんと言って、その他の財源は一切介護保険には入れないんだと言ってきましたけれども、しかし、言ってきたその国が、介護従事者に対する給料が低いからということで、その他の繰り入れを現実に国がやったわけですよ。そうでしょう。だから、一般会計からの繰り入れもこれはやってもいいということなんです。

また、国会の答弁等々でも、以前も紹介したとおりでありますけれども、一般会計からの繰り入れはやっちゃいかんとは国は言っていないんですよ。やっていかんと思い込んでいるだけなんです、実は。やっている自治体もいっぱいあるんですよ、現実は。たしか3年か4年ぐらい前に僕が一般質問したときでも160ぐらいの自治体で一般会計からの繰り入れも現実にやっていましたからね。それを国、厚生労働省は指導と称してやっちゃいかんと言っているわけで

すけれども、しかし、現実にはやらざるを得ん。そういう自治体もどんどん今出てきているし、 ふえてきているのが実態だし、それから介護従事者の人たちの賃金を上げるためにということ で国も率先して実は繰り入れをしてきたという経過があるんです。

だから、もし国がそういった財政上の補償をしない場合は、この介護保険料にそれをかぶせるのではなくて、私は町が一般会計からの繰り入れを行うべきだと、そういう場合にはね。少なくとも。そういう必要が私はあるんじゃないかなということを思いますけれども、これも問題点ですけれども、今後どうなるのかわかりませんけれども、町の方もそうした折にはぜひ御検討いただきたいと。多分、今答弁せよといったってなかなか答弁できないと思いますので、こういう問題点もあるということもぜひ町長さんも御承知おきくださるようにお願いをいたしておきます。

次の問題です。

震災対策の充実をということでありますけれども、だんだん時間がなくなってきちゃったもんだからあれなんですが、私はここに大口町の地域防災計画というのを持ってきました。本当に分厚い本で読むのが大変ですけれども、高齢者の実態調査も分厚い本で大変だったんですけど、私もこれを読ませていただきました。本当に役に立ちました、今回ね。巡回バスの問題から、本当にいろんな問題にこれは役に立つすばらしい本ですので、つくった担当者の人には本当にお礼を言っておきます。

防災計画なんですが、町民の責務と書いてあるんですが、みずからの身の安全はみずからが 守ると書いてあるんです。これが防災の基本だと。そんな当たり前のことは私は言われんでも 知っておるんです。大抵の人は知っておるわけですから、そんなことを一々書く必要もないん じゃないかというふうに私は思うんですね。それからあと午前中の柘植議員の質問で、事業継 続計画(BCP)策定の話も載っていますけれども、ここにはちゃんと策定するようになんて ちゃんと書いてあるんですよ、各事業所には。各事業所には策定せよといって言っておるんだ けど、大口町は策定をどうもせんつもりなのか、どういうふうなのかよくわからんのですけど、 事業所には策定せよと押しつけておるんです。努めるようにと。だから本当にこれ、よく読む と非常におもしろいものなんです。

あと、私、これを見て驚いたのが、大口町の被害予測というのがあるんです。これの11ページにあるんですけれども、要するにどういう地震が起きるのかによっていろんな被害予測が出てくるんだけれども、大口町の地域防災計画の地震編の中で考えられている被害想定は、東海地震、それから東南地震、それから東海地震と東南海地震の連動、それから四つ目に養老・桑名・四日市断層帯が揺すったときにどうなるのか、そういうもとに大口町の被害予測がここに出てくるんです。これは11ページに出てくるんです。これは本当におもしろいんですけれど

も、東海・東南海連動で来た場合、これが想定する被害予測が一番大きな予測なんですね。それで、建物が半壊するのが10棟ですよ。 1 棟、 2 棟というふうに数えるもんですから10棟で、都市ガスが1,000戸、それから帰宅困難者が7,500人、こういう被害予測なんです。どのくらいの地震が揺するのかということが実は12ページの方に書かれていまして、東海・東南海連動型で震度 5 強の揺れが65%、それから 5 弱が35%、どのくらいが来るのかというのはちょっとなかなかわからんもんでね。東海地震としては震度 5 弱なんです、その想定震度は。

さっき午前中の答弁で本当におもしろいなと思ったんだけれども、耐震補強工事をやるわけでしょう、建物の。昭和56年の5月31日以前の建物については耐震診断を行って耐震補強工事をやらなくちゃいけないと。大体耐震調査をやると大抵1未満になって補強せんならんような状態になるんだよと、ほぼ100%ね、今。そういうことなんだけれども、でも大口町の今の地震の予測は震度6じゃないんですよ。この建物が倒壊するかどうかというのは、震度6以上の地震が来たときに壊れますよということなんでしょう。倒壊するんですよ、震度6以上の地震が来たら壊れちゃうもんだから、今の基準以前に建てられた建物については補強しなさいよということなの。

ところが、大口町の今の防災計画にはそんな震度6以上の地震は来ないということになって おるの。想定していないんですよ。想定していないのに、建物が壊れると大変だからというこ とで、今、耐震補強工事が実は行われているんですよ。これは本当に矛盾しているんですよ。 家を耐震補強工事をやらないかんといって一方で言いながら、この防災計画を見ると震度6以 上の地震は来ないというんですから、これは矛盾しているじゃないですか、どう考えても。こ れは本当におかしな話なんですよ。

それで、これはもともとそういう矛盾が、今の防災計画と現実の耐震補強工事との間にこういう矛盾が実はあるということなんですよ。その上でこれは考えなくちゃいけないわけなんですけれども、当然、地域防災計画の今の揺れる予測ですね、予想震度、こういうものについても見直しをする必要が私はあるんじゃないかなというふうに思うんです。

しかも、液状化現象は起きにくいということになっているんですけど、幾ら玉石の地盤のところであったとしても、現実にはそういうところで液状化現象が起きている実例があるんだそうです。これは僕、新潟大学へ田中一成さんと一緒に視察に行ったことがあるんですけれども、それは古代の遺跡、縄文時代だったか弥生時代だったかちょっと私は忘れましたけれども、その遺跡のところで、地盤は当然玉石の状態なんですけれども、そこで砂が噴き上がった跡がその遺跡から見つかったというんですよ。ですから、当然、大口町は玉石で地盤が安定しているだとか、そういうことをよく言われるわけですけれども、一概にそういう地質だからといって、それをうのみにすることはできないことが実は最近の研究から、要するに古代のそういう遺跡

から実はわかってきたことなんだそうです。これは何年前に私は田中一成さんと行ったのかな、 新潟大学は田中一成さんの母校だったもんですから、たまたまその地震の研究所の副所長とい う人が田中一成さんの同級生だったもんですからいろいろ教えていただけたというのもあるん ですけれども、そういうのを実例をもって私もそのときに勉強させてもらったんです。ですか ら、決して大口町の地盤が液状化はしないだとか起きにくいだとか、そういうことは一概には 言えない。そういうことも指摘をしておく必要があるというふうに思います。

そういう意味では、やっぱり地域防災計画の見直しというのは、本当に震度5せいぜい強ぐらいで建物倒壊がない程度のそれに備える対策で本当に十分なのかどうなのかということですね、そこの部分でいけば私はこれは見直す必要があるというふうに思うんですけれども、町はいかがお考えですか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 地域防災計画の見直しということでございますけれども、これも午前中の柘植議員の中でお話しさせていただきましたけれども、県自体が既にこの防災計画の見直しを3年をめどにやりたいというようなことで上げております。御案内のことかとは思いますけれども、当然この大口町の地域防災計画につきましても県の防災計画に準じた形の中で計画がなされております。特に被害状況等につきましては、県がシミュレーションを起こした中での数値等々を使っていくというようなことになっております。そしてハザードマップと耐震化の関係がございましたが、あれに関しましても県のデータに基づきまして作成しているというような状況の中で、あの時点での最高は、東海・東南海地震が同時に起こった場合、想定として5強というのがその当時の数値でございました。

ただ、今回の東日本大震災の関係でありましたように、マグニチュード9というような最高、 あるいは大陸型プレートの関係の大きな震度があるというようなことで、今回そういう見直し もかける中で当然大口町の防災計画も変わってくるというふうに認識しております。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 実は、この地域防災計画を読まれた人はわかると思うんですけれども、 例えば1707年の宝永地震という地震、これの8ページに実は出てくるんですけれども、全県で 被害、県内では渥美郡、それから吉田というのは豊橋のことなんですけれども、そこでは大被 害、尾張領内の堤防被害、延長9,000メートル、震度7から6というふうに書かれていますね。 津波も来襲し、渥美表浜で六、七メートルにもなったというふうに書かれていますけれども、 要するに大口町の地域防災計画も過去に起きた地震についても実はちゃんと触れられているん ですね。ですから、よく皆さん想定外、想定外とみんな言うんだけれども、実は地域防災計画 を見ると決して想定外じゃないんですよ、これは。ちゃんとそういうものを想定した跡がちゃんとこういうふうにあるんですよ、中を見ていただくとわかるんだけれども。

ですから、今回の福島の地震というのは決して想定外の地震ではないということは大口町の地域防災計画を見るだけでも明らかなんです。何を想定外なのかというと、実はこんな地震があったけれども考えてこんかったというのが正直なところだというふうに私は思うんです。実は考えておらんかった、こんな地震が今どき多分来んだろうというぐらいのことですね。ですから、それが油断につながるというね。まさに本当に今回の場合は想定外じゃなくて想定はしているんです、ちゃんとこうやって載っているからね。多分、福島県の地域防災計画にもこんなのは当然載っているはずなんです、その地域のね。どこの地域防災計画でもこんなものはパターン化されたものですので、自分のところだけこんなもんは載っておらんなんていうのはあり得ないんです。

ですから、そういう意味では、想定はしてきたけれども考えていなかったということです。 だから、これからは想定外という言葉は使わないようにしていただきたいと思います、町の方もね。実は想定はしておりましたと、しかし考えておりませんでしたというのが正直な話だと思うんですよ、実際には。ちゃんと毎回毎回改定するときに、同じ資料を改定するたびに出しているんですから、少なくともね。だから、これが私は正直なところだというふうに思います。ですので、ぜひ県が言っていることもうのみにせず、大口町は玉石まじりのそういう地盤だから液状化現象も起きにくいんだなどという根拠のないいわれに対して、やっぱりこれはきちんと疑問を持つべきだというふうに思いますので、そうした立場で今後こういう地域防災計画をぜひ見直していただきたい。見直していただけると思いますので、そういったことも紹介をしておきます。

続いて、丹羽広域組合の水道部の給水車、これは私、この間取材させてもらっているいるお話を伺って、私どもの共産党の赤旗新聞の読者ニュースにも載せさせていただいたもんですからおわかりになられると思いますけれども、実は丹羽広域組合の水道部の給水車は無圧式、要するにポンプがついていないタイプなんですね。ポンプというのは、車のエンジンとどうも連動してポンプがつけられているタイプのものがあるんだそうです。

それで、そのポンプがついておるのとついておらんのとどう違うのかということなんですけれども、ポンプがついていないやつは、トラックに要するに傾斜をかけて、その傾斜の一番低いところに蛇口をつけて、そこで給水するタイプなんですね。これを無圧式というふうに呼んでいるんですね。圧力がないという意味ね。自然の要するに重力だけを利用するわけですね。それに対してポンプのついている加圧式というものがあるわけですけれども、これはどういうところに有効なのかというと、一度に例えばたくさんの人を相手に給水することができるのと、

それからもう一つは、特別養護老人ホームにどうも丹羽広域組合の人たちが水を届けに行ったんです。そうすると、その施設には受水槽があるんですよ、大きな受水槽が。小学校や中学校だと屋上にあったりするわけですけれども、最近は屋上に置かないみたいですね、ああいうものはね。地べたにあるわけですけれども、しかし、そこへ給水しようと思うと、どうやったかというと、ポンプも何もないわけですので、要するに20リットル入りのタンクがあるでしょう。あれに、20リットル詰めたら持ち上がりませんから、10リッターぐらいずつ入れてはこうやって階段を上って、上から水をその受水槽に入れたんだそうです。水道部の給水車は1.5トン入るんです。10リッターずつ入れたら何回これは水を運ばないかんか。電卓があるんでお貸ししてもいいんですけど、物すごい数をこれはやらんならんわけですね。

だから、町内にもそういった施設がいっぱいありますよね。断水したということになると当然給水車に活躍してもらわないかんわけですけれども、従来どおりの無圧式ですと、そういった施設の方で給水しようと思うと非常に手間と労力がかかるんですよ。ですから、私は加圧式の給水車も備えていく必要があるというふうに、私はこの話を聞いたときにそう思ったんです。ぜひ加圧式の給水車も備えていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがですか。議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 丹羽広域事務組合の水道部に確認したところでございますけれども、給水車につきましては可搬式のポンプを使用することによりまして加圧できるというふうに聞いております。そんなことで、今、水道部の方が、ことしから施設の耐震化等の地震対策を含んだ第3次水道整備実施計画の中では、そういった加圧式給水車を購入する計画は入っていないということでございました。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 私、そう言うと思ったんですよ。じゃあ、この給水車は丹羽広域事務組合で一体何台ありますか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) すみません、手元に資料がございません。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 実は1台しかないんですよ。1台でどうやって対応するんですか。例えばここら辺の地域が地震に見舞われて、応援に行くといったって、それは時間がかかるわけですね。実は扶桑と大口町と両町で1台しかないんです。1台が扶桑町の方へ行ったら、大口町の方には来んということになっちゃいますね。それで、飲み水なもんだから、じゃあ消防署の

給水車というのがあるからあれを活用したらどうだねという話を聞いたら、水道部の人は、あれは飲み水を給水車そのものが扱っているわけじゃないもんだから、それを飲み水に転用することはできませんといってはっきり言われました。ですから、これはせめて、1台しかないわけですから、両町で1台ぐらいずつ私はあってもいいと思うんですよ。これは一度検討していただきたいんですよ。1台しかないんですよ、本当に。というのは、向こうへ応援に行っちゃったら、こっちでもし災害があったときにどうするんだという議論もあったんだと。だけど、とりあえずまず水道協会から要請があったもんだで行かないかんということで行かせましたという話だったもんだから、本当に1台しかないんですよ。だから、せめて両町で1台ぐらいずつ持っても僕は何にもおかしくないと思いますよ。1台しかないんだから、扶桑に行ったら大口町の方はあらへんって、これではさまになりませんよ。

ですから、1台ぐらいは加圧式のそういうもの、例えば大口町でも特別養護老人ホームもある、扶桑町にもある、そういうところに本当にそんな可搬式のポンプなんか持ってなんか行けれんですよ、現実の話として。そういうものを1台ぐらい持つというのは当然のことだと思いますよ、私は。だから、そういう認識ではとてもいかんのじゃないかな。私はそう思うんですけど、いかがですか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) まことにすみませんでした。水道部に1台しかないということを私は把握しておりませんでして、まことにすみませんでした。ただ、大口町といたしましては300リッターの給水タンクを今の水道部の方に保管しておりまして、これが33個あるんですね。それでもって搬送といいますか、軽トラとかトラック等で運ばないけませんけれども、そういったものを要所要所に置くことによって給水はできるのかなというふうには思っています。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 両町で1台ぐらいずつ持てるようにぜひ御検討いただきたいと思います。 そんなことは当たり前だと思うんですよ、私は。施設に水を供給するという点でも、ポンプがついていないようなふうでは、どうも間尺に合わんようですわ。ただ、利点もあるんですよ。 大きくないもんだから狭い道に入っていけるという利点もあるんですよ。 アメリカ軍の給水車が来たそうなんですけど、6トン積める給水車が来て、狭い道なんてとても入っていけれんかったと。自衛隊も来たんだけど、自衛隊は1トンしか入らん割には大きな車が引っ張ってくるもんだから、これもなかなか入れん。そういう意味では、丹羽広域組合の給水車はそういう点では手ごろな大きさだったという話も伺ったわけですけれども、せめて両町で1台ぐらいずつそういうものが配備されるようにぜひ検討してください。当然検討してもらえると思います。

ちょっとだんだん時間がなくなってきちゃったな。ちょっと巡回バスへ飛ばしていきます。

巡回バスは、ぜひ江南厚生病院へ行ってもらえんかという声が非常に多くあります。今、私 ども共産党大口支部では署名活動を始めました。既に500筆以上の署名が私どもの方にも集まってきています。それからさっきも紹介しましたけれども、高齢者実態調査報告書の103ページや153ページ、209ページには、江南厚生病院まで巡回バスを乗り入れてほしいという声も出されていますし、要介護度2の人からは車いすで巡回バスが乗れるようにしていただきたい、そういう切実な声も出されています。そのためには介助する人が必要だというような、そういう切実な声もあります。

介護サービスを受けている人にもバスに乗りたい人がいる。こういう人の気持ちを大切にしたいものであります。ぜひ巡回バスを江南厚生病院へ乗り入れていただきたいが、森町長の考えを伺っておきます。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) おかげをもちまして、大口町の巡回バスについても議会の中でもおおむ ね御理解がいただける段階になってきておるかなというふうに思っています。そもそも大口町 のコミュニティバス、巡回バスにつきましては、公共交通機関のない大口町の地域の中での住 民の足、さらには公共交通機関との接点というようなことでのスタートでありまして、今それ に向けてまだまだ改善の余地を含めながら毎年運用させていただいております。この段階でお話のあります江南厚生病院へ乗り入れるということに関しましては、町内の満足、あるいは町内での活用をどうしても制約するような形での運行になるというふうに思いますので、既存の名鉄等の路線バスを利用していただく、その時間帯を調整ができるダイヤ改正等の中で運用を図っていきたいというふうに考えております。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 残念な答弁です。私はぜひ乗り入れていただきたいなというふうに思います。

これは高齢者だけじゃなくて、最近寄せられているのが、子育てしている人たちからも実は 江南厚生病院へバスが走ってくれるんだったら乗っていきたいという声があるんですね。それ は何かというと、柏森からずうっと抜けていく道がありますよね。江南厚生病院に行く道です けれども、これは非常に狭くて、信号もない。交差しているところが直角じゃなくて斜めに交 差していたり、交差した直後に弓なりに道が曲がっていたりして、非常に見通しが悪い道が幾 つも連続してあるんですね。ですから、僕も実はきのう通ったんですけれども、できたら自分 でも運転したくない、この道を行くぐらいなら。本当に人に運転してもらいたい、そういう気 持ちになる実は道なんです。これが例えば拡幅されたり、信号機が設置されたりすれば、もっと行きやすくなるのかもしれませんけれども、子育てしている人たちは車の中で何をやっておるかというと、子守もせんならんのだわね。私もそうだったんですけど、子供はぎゃあつくぎゃあつく泣くし、熱があればね。それは熱があるで泣くのは当たり前の話なんですけれども、そうするとそれをなだめたり何でかせんならん。しかし、あの道を車で運転していくというのは非常に危険なことなんですね。そういう意味では、できたら運転したくない、バスがあるんだったらバスに乗っていきたいわという声が非常に私は多く聞いています。

もしそういう路線をつくれば、町内での活用を制約することになるということなんですけれども、しかし、そういうものを制約しないような方法をぜひ考え出していただいて、ぜひ乗り入れをしていただきたいというふうに思うんです。マイナスの考えではいかんですよね。例えばたくさん乗ってもらえる人をふやせば、逆に言うとそういう制約が取っ払えていくんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。どういう制約なのか、予算上の制約なのか何なのか、私はその辺なんだろうなというふうには思うわけですけれども、そういうのをやっぱり乗り越えながらぜひ便利なバスにしていただきたいというふうに思います。

それからあと、老人福祉センターにはおふろがありますけれども、ここにバス停が欲しいというんですよ、お年寄りの方は。というのは、夏はいいですよ、今みたいに暑いときはね。あそこまで歩いていくと涼しい風を浴びてほてった体がちょうどよくなるというんだけれども、冬になると、せっかく温まった体があそこまで行く間に冷えちゃうんですよ。健康文化センターまでのところも、それはそれでバス停は要ると思うんですけれども、ぜひ老人福祉センターの前にもバス停をつくっていただいて、そこも経由していくというような格好にぜひしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 老人福祉センターにバス停をという話でございますけれども、 老人福祉センター前につきましては、中央公民館駐車場の常時混雑した状況、あるいは場内の すれ違いが困難な、幅員が狭いというようなことでバスは今ほとんど中型バスが入っておりま すけれども、バスの利用は、安全面というか、いろんな問題点があって非常に判断しづらいと いうふうに思っています。また、無作為に調査日を設けまして、バスで通われる憩いの湯の利 用者の方にも聞き取りをいたしましたところ、その全員の方が一応、健康文化センター前にバ ス停があれば不自由はしないというような回答をいただいているという話でございます。

こういう諸般を勘案いたしまして、現在の健康文化センター前にバス停を設置しております。 憩いの湯に来られる方につきましては、当然冬の寒いときですから厚着で行かれると思います けれども、帰りも十分体を冷やさないように、そういった厚着の中で対応していただければな とは思っております。

(2番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 要するに僕が言いたいのは、利便性を確保することによってさらに利用者をふやしていく、そういうことも私は必要なのかなというふうに思うんですね。だから、そういう観点がこの答弁の中にあるのかないのかということだというふうに私は思うんですよ。だから、ぜひそう後ろ向きにならんと、例えば僕は、老人福祉センターという名前がついているわけですから、本当に福祉の心がないことには私はいかんと思うんですよね。その老人福祉センターの前にバス停がないことが当たり前だというようなことでは私はいかんのじゃないかなというふうに思うんです。むしろ、ここにもどんどんお客さんが来ていただける、そういう、営業的な考え方なのかもしれんのですけど、おふろとタイアップしていくとかね、例えば。そういうことも必要なんじゃないかなというふうに私は思うんです。少なくとも老人の人が集うところですので、ここにバス停がないというのは私は片手落ちだというふうに思います。

駐車場の問題ですけれども、僕は、江幡さんが駐車場の問題をちょっと健康文化センターのところで取り上げたけれども、僕は逆にこの福祉センターのところ、駐車場が込み合うという話があるんだけれども、だったら駐車台数を減らしてでもバスがここを大手を振って、優先してね、ここは。それでバス停をつくっていただく。僕はそれがまともな考え方なんじゃないかなというふうに思うんですよ、これは。むしろ、福祉という名前がついておるわけですから、要するに車いすマークの駐車場をあそこの中でもっとふやして、もっと余裕を持ってとめれるような駐車スペースにすると同時に、バスが大手を振ってあの中に乗り入れていけるようなふうにするのが当たり前のことだというふうに私は思うんです。あわせて、おふろにも高齢者の皆さん方が来ていただけると。そうやってたくさんの人が来るようになれば介護保険料も減るかもしれんわね、部長さん。そういうこともあわせて考えながら、ちょっと総合的にここの福祉センターの活用というのはすべきなんじゃないかなというふうに私は思います。

そういう意味でも、私はバス停をここに設けるべきだと。他の一般の人たちの駐車場は狭くなるのかもしれませんけれども、それでも私はここにバス停をつくるべきだというふうに思います。ぜひこれからも総合的に判断していただいて御検討いただきたいと思います。

これで質問を終わります。以上です。

議長(倉知敏美君) お疲れさまでございました。

会議の途中ですが、15時10分まで休憩といたします。

(午後 3時02分)

議長(倉知敏美君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時10分)

宮田和美君

議長(倉知敏美君) 続いて、宮田和美議員。

11番(宮田和美君) 11番議員の宮田和美です。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点について質問させていただきますが、冒頭に当たり一言申し上げます。

3月11日に、日本史に残る大自然の猛威、40メートルを超える津波、東日本大震災により、 とうとい命を落とされました方々の御冥福をお祈りし、またこの津波で家、財産等すべて何も かも失われた皆様方、あれからもう3ヵ月の月日が過ぎましたが、一部を除いてまだ水道、電 気もままならず、苦しい生活を余儀なく過ごされておられる皆様方の本当に一日でも早い復 興・復旧をまず心よりお祈り申し上げます。

初めに、大口町といえば五条川、五条川といえば桜、ことしも3月25日から皆様がイベントを楽しみにしておられましたこの桜まつり、しかし、残念な出来事が発生しました。それは、桜に取りつけられたぼんぼりや、そのぼんぼりの中の電球までが割られ、非常に残念な思いをしました。現在、町内は不安全なまちとなっております。また、ここ最近では、8日の委員会で報告がありました、橋の名前が書いて取りつけてある橋名板も盗まれた。これは金属の高騰による被害であり、前者とは異なりますが、これらの被害と現状をどう受けとめておられるのか、お尋ねします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 宮田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

感想といたしましては、モラル、マナー意識の欠如をしている方が多くなってきたというふうに感じております。以上です。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) 本当にこうしたモラルのなさ、安心・安全なまちづくりということで、大口町はこれをキャッチフレーズにもしております。そんな観点から言いますと、ただいまのお言葉のように、非常に残念なことをこのまま見過ごしていいのかどうか。これは、もっともっと皆で本当に真剣になってまちの安全・安心を考えるべきときに来ておるのではなかろうかというように思います。

また、今言いましたように橋名板、高価な額だそうでございます。大口町で一体どれぐらい

の被害がありましたか、お尋ねします。

議長(倉知敏美君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 橋名板の盗難というか、なくなったのは6橋の19枚でございます。 それから、橋には4ヵ所の橋に関する橋名板と川の名前、それから竣工年月日ということで、 4枚セットでついておるというものでございます。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) これは委員会の方でも出ておりましたけれども、今度新しくつくられる橋名板は材質は何で考えておられるんでしょうか。

議長(倉知敏美君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 材質についてですが、質疑の中でも、また金属で同じような形だと盗まれてしまうんじゃないかというような御意見もいただきました。今、建設農政課の方で検討はしておりますが、やっぱり今つけてある状態を見ますと、締めつけをしなくちゃいけないということで、金属がやっぱり、金属製のものですね、ねじ式のもの、そういったもので復元をいたしまして、ねじの頭をつぶすことによって盗難防止といった形が一番いい方法ではないかなと思いますが、また建設農政課の方で考えておりますので、よろしくお願いいたします。議長(倉知敏美君) 宮田議員にちょっと申し上げます。ただいまの御質問、通告外にわたっておりますので御注意いただきたいと思います。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

1 1 番(宮田和美君) 建設部長さんの方には届いていなかったかと思いますけれども、ここで言っていいのかどうかわかりませんけれども、一応通告してございました。

じゃあ、こうした事件、これは報道、無線なら無線、あるいは警察なら警察、そういったと ころへ被害届というのはいつごろ出されたんでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) ちょっと入り組んでいましてすみません。あくまで私どもの最初の質問にございました五条川のぼんぼりについてお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ぼんぼりにつきましては、3月28日、住民の方から役場環境課の方へ電話がございまして、 そういったことで現場を見させていただきまして、そのまま届け出をさせていただいたという 状況でございますので、よろしくお願いします。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) 最初に言いましたように、非常に大口町の治安が悪くなっているのは御存じのとおりでございまして、江南警察等によりますと、江南警察の方では地域の中で防犯に協力しておるというようなことで、江南で一生懸命仕事といいますか、泥棒が仕事をやっておったやつが、江南はできにくいから大口へ来ているというようなことも聞いております。よって、少しでも皆様方の目で、やっぱり地域で地域力というものを上げていただきまして見守っていきたいと思いますので、全体に皆様方の注意力というものも皆で考えていっていただけたらいいかなというふうに思っております。

次に、通学路のことで質問に入ります。

先月、散歩されていた人の通報で、河北の通学路の41号線下のトンネル内に、ガラス瓶が割られ、通路全体に散乱しておりました。このガラス瓶の大きさや種類はまちまち、割った本人も本当にけがでもしたのではなかろうかというくらいひどい状況でございました。連絡を受けたのは、ちょうど子供たちの下校時間に当たる時間でございました。たまたま私は河北のグラウンドの常時回収場所におりましたので、とりあえず駆けつけました。たまたま軍手もしておりましたので、大きなまずかけらを拾っておりました。そうしたら、町の方へも連絡が入ったとみえまして、町の職員さん2名も来ていただきました。しかしながら、1個や2個じゃございません。ほうきもなく、とりあえずガラス瓶が割れておるんで来てくださいというようなことで情報が入ったというようなことを聞きました。よって、ほうきもなく、ただ来ていただいたというようなことを聞きました。よって、ほうきもなく、ただ来ていただいたというようなことでございまして、私と拾っておりました。それで、1人だけはほうきを取りに帰っていただきました。ちょうど拾っておりましたときに先頭の、一番最初ですね、子供たちが帰ってきました。トンネルの中に入ってきました。現状を見ました。そうしたら先頭の女の子が素手にもかかわらずかけらを拾ってくれましたが、危険なため、すぐやめてもらいました。

このように、このトンネルは非常に危険な場所でございまして、以前にもお願いをいたしましたが、特にこれといった対策もなく今日まで来ている。以前一般質問させていただきましたときには、皆さんの目で監視するのが望ましいとの回答でしたが、その後具体的な動きも見受けられません。

現在、大口町には定点カメラが4台設置されております。この動画を見ましても、やはりこの監視カメラといいますか、定点カメラといいますか、カメラがあることによって防犯のやはり抑止力というものになるんではなかろうかなというふうに思っております。この大口町の4台の定点カメラ、皆様もごらんになったと思いますけれども、こうしたものはやはりそういった危険なところにはどうしても必要ではなかろうなというふうに思うんですね。今、新聞を見

ましても、非常に危険な事件が起きており。この間も本当に悲しい事件が起きておる。やはり そういった事件を未然に防ぐ監視力、そういったものがやはり必要でなかろうかというふうに 思っております。

よって、この41号線の本当にあの通学路のトンネル、落書きがあったり、あるいは火をたいたり、そして今言ったようにガラス瓶を割ったりというようなことで、危険な箇所というのは皆様方も御存じだと思います。思っておられる、しかしながら何かをやるというような行動までは至っていないというのがやはり現状ではなかろうかなというふうに思います。

この監視カメラ、やはり必要だと思いますけれども、町の御所見をお伺いします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) まずもって、41号下のトンネル、掃除していただいてありがとうございました。私どもの方、内容を把握もせず現場へ行ってちょっと道具等が足りなかったことにつきましては反省したいと思っております。

御質問の方にお答えさせていただきたいと思います。

まず防犯の関係でございますけれども、町内には児童の下校時に合わせた下校時パトロール 隊を初め、各行政区には1団体以上のパトロール隊が組織されておりまして、夜間または昼間 に活動していただいておりまして、そういうことでの防犯の犯罪抑止につなげて活動していただいているということで、現在につきまして、その両方の出入り口につきましては「防犯パトロール中」というような看板を立てさせていただきまして、そういった対応をさせていただい ております。

それから今御提案がございました定点カメラ等につきましてですが、それでもって取り締まるというのは現実的には困難であると思っております。そのような考えから申しますと、定点カメラといいますか、監視カメラを設置するのは難しいと思いますし、また犯人捜しをするのではなく、そのような状況をつくらない社会を目指すということの方が賢明なのかなと。ただ、そこのところでそういったことがあった場合につきましては、なるだけそういった児童等にけがのないような対応をしていかないかんことにつきましては同感に思っております。以上です。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) 私もカメラさえつければ事件がなくなるなんていうことは思っておりません。しかしながら、そういったものがついておるというようなことで少しでも抑止力になるならば、いいんじゃなかろうかなというふうに思います。よく耳にするのが、お役所仕事、いろんな皆様方にもお耳に入っておると思いますけれども、何か事が起きなければ進まないというようなことは皆さん御存じだと。腹の中でわかっておると。しかしながら、予算がないだ

とか、いろんなことでできないというのが現状かなというふうには私も思います。しかしなが ら、やはり事が起きてから、ああ、しまったなということにだけはしたくない。

ゆえに、少しでもそんな抑止力になることであるならば、皆様方の大切なお金でございます。 税金でございます。無駄に使うことはできません。しかしながら、安心・安全なまちづくりと いうふうに我々は言っております。ましてや次代を担う子供たちに危害があったり事件が起き てからでは遅いし、父兄の方にも、あるいは皆様方、地元の皆様方にも役員の皆様方にも負担 がかかっては大変だというふうに思っております。何回も何回も同じような質問を皆様方から 言われて町としても大変だとは思いますけれども、やはり少しでもそういった住民の声という のはやっぱり聞かないかん。だから、お金がなかったらどこかで削り出そうと、それこそ。そ んなようなことで、少しでも地域のみんなが安心に暮らせる、安心に通学ができるというよう なことで、本当に今、老人クラブと言ってはいかんかもしれませんけど、ちとせ会の皆様方に 送り迎え等々やっていただいております。そんなようなことで、皆様方に本当に少しでも、大 勢の目で、みんなで子供たちを守っていくのが我々の務めではなかろうかなというふうに私は 思います。

本当に、簡単なことという一言ではとてもとても片づけられないというふうに思っております。難しいことです。だけれども、子は宝、財産。口では言うけれども、じゃあどうしたらいいかというようなことを考えますならば、ちょっとは投資、投資というような意味合いはまずいかもしれませんけれども、子供に投資をするような気持ちで、少しでもそのようなことで前向きに取り組んでいっていただけたら非常にありがたく思います。

ぜひともこういったことを取り組んでいただきまして、そんなカメラみたいつけたって役に立てせんぞと言うんだったら、役に立つようなことはじゃあ何があるかというようなことで、前へ進もうじゃないけれども、前向きに取り組んでいただきまして、少しでも、ああ、役場が動いてくれるな、町長初めみんな頑張ってやっておってくれるな、そんなようなことを町民の皆様方が少しでも感じていただけるような町政をしていただくのが皆様方のお仕事だと私は思っております。そんなようなことでございますので、少しでも、たとえ看板一個でも「監視カメラ設置予定地」というようなことでやっていただくというようなことで、何も変わらんではいかん。少しでも前向きにいっていただけたら非常にありがたいというふうに思っております。

これは子供を持った親であるならば、やはり私と思いを一緒にしていただけると思っております。私のうちは息子はおりませんけれども、孫が今は幼稚園へ行っております。あと2年もすれば小学校へ入ります。そんなときに、孫がどうかなったとか、あそこの子がどうかなったとかいうような、そんな悲しいお話を聞きたくない。聞かせたくない。そんなふうに思いますので、できるだけ、カメラがいかんかったらこういうものをつけるというような、前向きに検

討していただくことを願いまして、次の質問に入らせていただきます。

現在、町内で出る剪定枝、大量のチップが加工され、町民の皆さんに喜ばれております。この剪定枝に関して質問させていただきます。

初めに、このチップの加工機が導入されたのは近隣市町より早く、隣の市会議員さんも見学に来られたとも聞いており、大変よい対応をされていることに誇りを感じております。しかし、この作業所ですが、整備されておらず、雨上がりの後、車の乗り入れどき、また作業どき、苦労されております。作業されておる場所は周りと比べると低く、雨水がたまり、作業に支障が出ております。現在は雨水抜きを臨時でつくられ、足場の確保に努められております。

この作業場でございますが、なぜ作業場を整備されていないか、お尋ねします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 御質問いただきました有機資源保管場所は、焼却ごみの減量を目的に、平成18年12月に剪定枝等の回収を始めました。供用開始後の平成19年度にはフェンスの設置、乗り入れ口の整備、受付場所の整備を行いましたが、議員御指摘の敷コンクリートといいますか、作業場のコンクリートにつきましては、雨水の地下浸透を考慮して施工しておりませんでした。現在の状況の中でチップ化作業に支障は来しておりませんので、引き続きコンクリートによる整備については今のところ考えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) 現在作業されておるところは、周りと比べると若干低いというようなことで、雨水が流れ込んできていますね。そして東側、現在は簡易であろうと思いますけれども、ブロックのところに穴をあけて雨水を東の方に流しておるというようなのが現状でございます。だから、作業に支障がないというようなことはございません。作業に支障がございます。また、できましたチップが非常に運搬がしにくいということで、あの機械を移動させておる。そんなようなこともかんがみまして、もう少し作業場所を整備してあげたいものだと私は思います。きちんと検討をしてあげていただきたいと思います。

では次、チップの加工量というのは大体どれくらい出ておりますか、お尋ねします。 議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 町民の皆さんが剪定枝等を保管場所の方に搬入するときに計量 しておるわけではございませんので、あくまで保管場所から民間委託に出しておりますチップ 化、この数量につきまして御説明させていただきますけれども、平成22年度の保管場所からの 搬出量につきましては207.14トンというふうになっております。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) 今お答えいただきましたように、トン数というのは非常に難しいかなというふうには思っておりますけれども、今お答えのとおりだと思います。

じゃあ次、この機械の稼働率というのは大体何%ぐらいでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 稼働率の御質問でございますけど、一応平成22年度の機械の利用状況についてのお話をさせていただきますけれども、機械購入が平成22年5月21日からチップ化作業を開始させていただきまして、火曜、金曜で計81日間中、雨天等の関係がございまして73日間稼働させていただきました。その8日間というのが今言いましたように雨天等で作業できなかったという状況でございます。また、その折におきます機械の稼働時間、これはメーターがついておりまして、そのメーターから読み取りますと約200時間となっておりますので、単純に割り込みますと1日当たり二、三時間というような中での稼働をさせていただいておるという状況でございます。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) この機械というのはやはり振動が非常に激しいというようなことで、私もちょっと心配しておりました。御存じのように、チェーンソーなんかを扱う林業をやっていただいております皆様方だというと、白蝋病というのが心配されるわけでございます。この白蝋病、1日2時間程度なら心配はないと思いますけれども、そこら辺のフォロー等もちょっと考えてあげたらいいかなというふうに思っております。また、以前は騒音が激しいということで耳栓はいいかなということをお尋ねしましたら、耳栓は大事であります、やっていただいておりますというような御回答もございました。先日もお邪魔していたら、ちゃんと作業の方は耳栓もしっかりしてやっていただいておりますので、大変いいかなというふうに思っております。

続きまして、加工されたチップの処理はどんな処理をされておりますか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 加工されたチップにつきましては、そのままの状態で防草に使うもの、あるいは業者委託におきまして、業者の方が6ヵ月間程度寝かせまして堆肥の原料とするというような2種類の方法があるということです。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

1 1番(宮田和美君) お伺いすると、非常に町内でも喜ばれておるというようなお言葉も聞いております。これも一つは地産地消の仲間に入るんではなかろうかというようなことで、大変いい取り組みをされたというふうに思っておりますので、今後ともこうしたものを宣伝していただきまして、どんどんどんどんといいものを皆さんに分けていってあげてほしいと思っております。

次に入ります。空き地にチップの利用と。

同じような質問になるかと思いますけれども、町内にはグラウンド、または公園がございますけれども、この公園、あるいはグラウンドの雑草が生える場所にチップを敷くことはできないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) これにつきましては、平成22年度に実験的に河北グラウンド、それから秋田グラウンドで今防草のためのチップを敷きまして、管理を行っている指定管理者からも一定の効果があるという報告を受けております。また、大口中学校や大口西小学校でも利用していただいております。今後、乾燥しますと火災等の危険性が伴うものでございますので、そういったことを検討の上、利用性を考えていきたいと思っております。また、一般家庭の庭や畑でマルチングとして利用されることもありますから、広報等で御案内させていただきまして、少しでも利用される方を広げていきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

11番(宮田和美君) 今お言葉の中にございましたように、河北のグラウンドも使わせていただいております。かなりの面積ではございますけれども、本来ならばこの時期、このグラウンドの周りというのは雑草でいっぱいであろうというふうに思っております。この雑草対策には、これまたグラウンドゴルフの会員の皆様方、あるいは町の関係の皆様方によって除草剤をまいて雑草対策に当たらなければならない。以前そんなようなことで、グラウンドの雑草の消毒をやっていたら隣の田んぼへ風向きによってかかって稲が枯れてしまったというような苦情も出ておりました。そんなようなこともございましたので、チップを何とか敷いていただけないかということをお願いしたら敷いていただけました。

本当に、皆様方も現実に見ていただくとわかると思いますけれども、今ちょっと火災が心配だというようなお言葉もいただきましたけれども、火災になるような状況ではなかろうかなというふうにも思っておりますので、これはなぜこんなことを言うかといいますと、余野の公園、先月も通りましたら4名の皆様方で一生懸命雑草を引いておられたというようなことで、そこを見るとやはり下が土でございますので、あんなところだとチップを敷いたらいいのになとい

うようなことを思いながらその公園を通らせていただきましたので、ぜひとも、もしそんなようなことで、地域の中でもチップがあったらいいなというようなことをお考えの皆様がもし見えましたら、河北のグラウンドをぜひちょっと参考までに見ていただくならばいいんじゃないかなと思っております。そうすれば雑草対策で除草剤もまかんでもいいというようなことで、これも環境面からいっても非常にいいんじゃないかというふうに思います。

ぜひとも本当にもっともっとこのチップを利用されまして、稼働率が2時間ということでございますのでそんなに量は出ないかもしれませんけれども、どんどんどんどんいいものは、再利用できるものはできるだけ再利用していっていただけたらいいかなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから最後になります。公園のトイレについて質問させていただきます。

町内の公園にはトイレがついてございますけれども、まだくみ取り式のところがあります。 このトイレが水洗になるのはいつごろかというようなことで書かせていただきました。これは 二ツ屋の公園にあるトイレでございます。

御存じのように、二ツ屋の公園の隣にはお千代保様といいまして、これは近隣市町の皆様方、年末年始はもとより、月命日、あるいはその他の行事等々で皆様方がお越しいただいております。本当に町内で数多くの皆様方が来ていただける、このお千代保様に来ていただける皆様方のお声といたしましても、何とかトイレをしてもらえんだろうかというようなお声が出ております。大口町でこんなトイレ、今ごろくみ取り式ではいかんだろうというようなことも言われております。下水の関係もあるかとは思いますけれども、この二ツ屋のトイレ、何とか水洗にしてやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

議長(倉知敏美君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 公園のトイレの水洗化について御質問をいただきました。そこの中でも二ツ屋公園についての御質問だったかと思います。

二ツ屋公園には、今議員さんが言われましたように、下水道管が直接その公園の前まで来ておりませんで、80メートルほど離れた道路には入っております。そこをつなぐとなりますと、いわゆる区域外流入ということで、公園まで下水道管を延ばさなくてはならないということから水洗化がおくれているということで、大体ほかの公園については下水道の整備とあわせて順次水洗化を図ってきたということでございます。二ツ屋公園の水洗化につきましては、大口町全体の下水道整備計画の中で検討して、なるべく早く水洗化できるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 宮田議員。

1 1番(宮田和美君) 今御回答をいただきまして、下水、一応は二ツ屋は来ておるということでございますけれども、つなぐところまで行くと80メーターというようなお言葉をいただきました。これも、80メーターあるんでだめだよというんじゃなくて、80メーターあるにもかかわらずやっていただいたよと、そんなような、それこそ前向きにどんどんどんどんしていっていただけたら非常にありがたいかなと。

なぜならば、こういうトイレというのは皆様方がやっぱり一番どっちかといったら嫌われる。 そこがきれいだと気持ちがいいというふうに思います。これは皆様方、派手だろうがやっこだ ろうが、公共施設はどこでも一緒です。だから、そんなようなことも考えまして、本当に何で ここだけくみ取りだというようなことが言われますので、少々のお金もかかるかもしれません けれども、金のかかることばかり言いまして申しわけないけれども、やはりそういった皆様方 の生きたお金を使っていただきたいというふうに私は思うわけですね。無理だ無理だ、だめだ だめだと言うんじゃなくて、本当に生きたお金を使っていただきまして、そのお金によって町 民の皆様が喜んでいただけるような、そういう対策をとっていただきたいと思います。

どうか部長さん、前向きに前向きに取り組んでいただきまして、大口町の名に恥じない取り 組みというのを本当に大いに期待しまして、簡単ではございますけれども、私の一般質問を終 わります。どうかどうか前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。 終わります。

議長(倉知敏美君) 御苦労さまでございました。

齊 木 一 三 君

議長(倉知敏美君) それでは続きまして、齊木一三議員。

10番(齊木一三君) それでは、大変お疲れのところだと思いますが、恐らく本日、きょう私が最後だろうと思います。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

10番議席の齊木でございます。

議長さんの御指名がございましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

最初に、今回の東日本大震災におきましては、人と人の支え合い、きずな等々が大きく取り上げられておりまして、その観点から質問させていただきたいと、このように思っておりますので、お願いを申し上げます。

大震災が発生しましてから3ヵ月を過ぎました今も、亡くなられた方の捜査が続く一方で不明者の調査が続けられ、いまだ被害の全体が把握できないような状態が続いておるわけであります。また、避難生活を余儀なくされている方も9万人余りと、大変悲惨な状況となっておりまして、激甚災害を受けられた皆様方には心からお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い

復興を願うばかりであります。

現在、被災地におきましては、黙々と働いておられる自衛隊や警察官、また消防に対する被災者の尊敬と感謝の念は強く、また復興の足がかりとなるNPOやボランティア活動に対する評価も高く、未曾有の被害の中で日本人の忍耐強さや礼儀正しさは各国の称賛の的となっているという報道もされております。そうした中、大口町におきましても岩手県遠野市に災害派遣ボランティア活動拠点を構えていただきまして支援活動が始まっており、何もできない私どもといたしましてはただ頭の下がる思いであります。

今回の災害では、被災直後から、地域住民の人と人との支え合い、団結力で、ともに心が折れそうになる中、自分たちのことはまず自分たちでと事に当たられている状況が連日新聞・テレビのニュースで報道されておりまして、私どもが今失いかけている人と人とのきずなの大切さをいま一度思い起こしておるようなところであります。昨今は、人とのかかわりを持ちたくないとか、また近所づき合いもしたくない、さらに社会的なつながりも拒否されているような家庭もありまして、このような現象が無縁社会と言われておるようであります。以前のような「向こう3軒両隣」といったような言葉も今では死語になっているような気さえするわけであります。

今回の東日本大震災におきましては、昔から培われた地域の強い団結力、協働による支えが 生かされてきたわけで、現在、基礎能力を失った人間社会と呼ばれる昨今、希薄となってきて いる人と人とのきずな、地域のきずなをもう一度取り戻すことが必要であると思うわけであり ます。

住民の皆さんが集い、顔が見える関係の醸成の一つは、やはり地域コミュニティーの拠点である各区の学共であり、集会所であると思うわけであります。そのような中、現在7ヵ所の学共施設が管理運営事業を協働委託されている状況下でありますが、コミュニティーの場としての現在の利用状況をお伺いいたします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 齊木議員さんから、学共の運営利用状況についてというお話でございました。

学共等につきましては、御案内のとおり町内に13施設ございまして、各学共の運営委員さんが中心となりまして運営をしていただいております。利用の多い学共では、昨年度の年間の利用者数の数字で申しますと1万2,519名で、行政区の人口に比例している傾向がございます。貸し館には会議、サークル活動、塾など内容や利用する方が固定されている場合が多く、地域が主体的にかかわり、盛り上げている活動は一部となっております。行政区によりましては貸し館が多く、協働委託事業に取り組むのは難しいと思われる行政区もあります。そういった地

域の事情を考慮しながら、現在、協働委託事業を実施していただいているのは、齊木議員のお話にもございましたように、13施設中7施設でございます。今年度につきましては、あと1施設が検討中という状況になっております。

では、具体的に協働委託事業で何をしているかということでございますけれども、事業の数で比べるものではございませんけれども、少ない施設では2事業、多い施設では17の事業を実施しております。平成22年度の事業内容は、内科及び歯科医による講演会、紙飛行機教室、寄せ植え教室、大学落語研究会による落語会、カラオケ大会、クリスマス会、マージャン会、俳句会、パッチワーク手芸教室、納涼祭り、秋祭りなどを実施しておられます。

ことし2月には、学共運営委員さんや活動団体さんに呼びかけまして、学共の有効利用を目指して、町民活動センターまかせてネットと大口町が主催をいたしまして、活動の場を広げたい、学共をもっと活用したい、地域内の交流を深めたいといった内容で意見交換をさせていただきました。学共施設の問題点などを共有し、また運営委員さん同士の横のつながりもでき、情報交換の場として有効であったかなというふうに考えております。以上です。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 今御答弁があったわけですが、13施設のうち7施設がこうして自治活動促進協働委託事業ということでやっておられるわけでございまして、私の地元の余野区はまだこうしたことはなされていないわけですが、本当に今こういった委託事業ということで、教育振興事業、またふれあい事業ということで、私もデータを出していただきましてこんなにいろんな事業をやられているのかとびっくりしたわけですが、私が感心しておりますのは、余野地区と違いまして、すぐ通りのさつきヶ丘さんの集会所、ここも一応協働委託事業ということでなされておるんじゃないかと思いますが、年間のこうした事業はもちろんのこと、毎月曜日を決めまして、「ふれあい集いの日、皆さんお気軽にご参加ください」といったような看板を外に掲げられまして、サロンというような名のもとに座談会が開かれておると。そういうところには週刊誌とか新聞、雑誌も持ち込んで置いてありまして、片や、将棋や囲碁をやって過ごしておられると。そういうところには週刊誌とか新聞、雑誌も持ち込んで置いてありまして、片や、将棋や囲碁をやって過ごしておられると。そういうところで、もちろんお茶やコーヒー、こういうのは飲みたい人は自分たちで勝手に飲んで、こうした開放事業ですね、こういうことが頻繁に行われまして、月のほとんどを、役員さんは本当に大変だろうと思うんですが、集会所が使用されておるということであります。

こうした学共、また集会所が開放される事業におきましては、やっぱり一般の方も常に参加 していただく、これが本来の地域コミュニティーで、顔が見える、そうした場所であろうかと 思っております。日ごろから施設が開放されまして、だれでも気軽に地区の皆さんに利用して もらうことによりまして地域のきずなが深まっていくというわけで、そうした学共、また集会 所の施設の利用の仕方、され方が大変重要であろうと思っておるわけであります。また、そう した地域のきずなが深まれば、支え合いとか助け合い、また強い地域の団結力も生まれまして、 防災に対する心構えの共有もできるのではないかと、このように思うわけであります。

さて、今回の震災を目の当たりにしまして、午前中にも同僚議員から防災に関しましている んな質問があったわけでございますが、東海・東南海地震が危惧されまして、またそうした今 回の東日本大震災クラスの地震ということで防災計画も見直しが始まるようであります。

常日ごろ、勤めの傍ら、責任感、また使命感を持って安全・安心のまちづくりに一生懸命頑張っていただいている消防団員の皆様にはただ頭の下がる思いでありますが、昨今におきましては消防団員のなり手が少なく、以前より消防団のあり方が議論をされてきたところでありますが、現在、女性消防団員も募集されておるところでありまして、ますます各区の自主防災組織の役割も重要となってきていると思うわけであります。

自主防災も各区には立派な組織がございまして、当然一生懸命活躍をされておると思いますが、年1回の防災訓練のための自主防災会となっているような地区もあるのではないかと思うわけであります。現在、区長さんが自主防災会の会長を兼務し、区会の委員さんがそれぞれ班の役割を与えられ、組織としては一応成り立っておると思いますが、ほとんどの役員さんにおきましては1年か2年でかわっていかれ、自主防災会組織の一員としての自覚さえないのが現状であろうかと思います。

そこで私は、3年前から団塊の世代と呼ばれる方たちの退職が始まっており、地元で第二の人生を送ってみえる方も多く、そのような方を中心に、地元の消防団を補佐し、自主防災会においても中心的役割を果たせるよう、また長期継続的に務めていただけるような組織ができないかと思うわけでありますが、お伺いをいたします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 消防団の関係で御質問いただきました。

まずもって、6月12日日曜日の小型ポンプ操法大会に御出席を賜りましてありがとうございました。

消防団でございますけれども、昨年度、本当に消防にとって何よりの1年であったと思いますけれども、県の操法大会で優勝、あるいは全国大会へ出場し、入賞というような目標を果たしました。また、五条川の自然塾、あるいはやろ舞い大祭に消防団として出席しまして、いろいると消防団という名を広く知らしめたというふうに思っております。

各消防団の中で委員会をつくりまして、そこが中心となりまして消防団をPRし、関心を持っていただけるよう努力してきております。今年度から、この間の6月12日がデビューとなり

ましたけれども、酒井新団長となり、新しい新団長のもと、新しい魅力づくりと分団間での情報の交換、共有の場をつくりながら、団員のなり手を少しでも多く見つけ、勧誘していき、そういうことによって団員の確保につなげていきたいと考えております。しかしながら、年々新しく消防団へ入る方が減っているのも現状でございます。地域の団員のなり手を見つけ、団員が勧誘に行っても会うことさえできないという場合もございます。地元の方々、特になり手になる世代とその親の世代に消防団の必要性を理解していただくため、自主防災会と一緒に防災訓練を行い、地元との連携を深めていきたいというふうに考えております。

お話にございましたように、団塊の世代の方々につきましては、地域の安全・安心のために既に結成され活躍されております余野区にございます余防隊、あるいは下小口区の親話会等のような活動を各地区で進めていただいたり、地区の役員で結成される自主防災会の委員さんに加わっていただき、複数年その中に入って活動していただけるような仕組みづくりを、行政主導の組織ではなく、地域の実情に合った体制を町と地域で一緒に考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 今の答弁では、地区の役員で結成された自主防災会の組織に加わって というような答弁はいただけたと思いますが、これですと今の自主防災組織と何ら変わらない と思うわけであります。長期的に継続的にこうした防災組織がつくられていかなきゃいかんと いうことは、先ほど私が申し上げましたように、各区長さんが頭になって、そして役員さんが 各委員の頭になって、それが1年から2年でかわっていってしまうと。

そういうことが問題でありまして、やっぱりきちんと長年務めていただけるような組織ということであれば、区長さんを頭にして、その直属の配下としてそうした一つの組織ができないかなと、私はそう思っておるわけでございまして、こうして少子高齢化を迎えまして、ますますこうした団塊の世代のような方々の力をかしていただかなければいけない。また地域を担っていただく私は必要があるんじゃないかと思っておりまして、まだまだ元気な団塊の世代の皆さん、その方を中心と言いますと語弊がありますが、退職された方の中には、昔、消防業務をつかさどっておったとか、防災関係に詳しいとか、そういう人も見えるわけでございまして、そういう関係の方を取り込んでの元気な方に働いていただけないかなと、またそういう組織ができないかなと常々思うわけでありますが、消防団員さんのようなハードな仕事はできないわけでございまして、災害の発生前の避難誘導とか初期消火ぐらいの活動は私はできるんじゃないかと思っておりまして、そういう方の組織といいますと、やはりマニュアルづくりだとか体力に合った防災訓練等も必要であろうと思いまして、そういうことはやっぱりまた行政の方で

ひとつ考えていただけないかと、このように思うわけですが、御検討を願えないかちょっとお 伺いいたします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 団塊の世代の、言葉はちょっといかんかもわかりませんけれど も、活用というようなことでございます。

先ほど齊木議員みずからもお話がございましたように、やはり地域のきずなをもとにしてということで、やはり避難所の運営等につきましても、やはり一つの枠の中という、やはり地域性というようなこともございます。そういった運用から考えましても、やはりある程度まだ体力があると言いますとこれまた失礼な言葉になるかもわかりませんけれども、やはり団塊の世代の方々が中心になってやっていけたら理想かなというふうには思います。

ただ、なかなかデビューしづらいという環境が中にございます。そういった中で、今の地域の組織にどう参加をしていくかというような一つの大きな課題があるかと思います。そういった中で、先ほどお話がございましたように、地域の学共を介する中でのそういったコミュニティーというものも活用する中で、やはりコミュニティーを深めることにより、横のきずなといいますかネット、そういったものをやることによって後々もし起こった場合の対応の運用ができやすいというふうには思っております。

ですから、どちらにしても活用に関しては本当にいいことであるというふうには認識しておりますし、そういった活用がどうできるかというふうには思いますけれども、なかなか、はい、わかりました、すぐできますと言うのは、やはり人のことでございますので、できませんので、そういうことは十分課題としての認識の中で今後進めていきたいというふうには思っております。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 部長さんの方から、課題として認識して今後考えていきたいというふうな答弁をいただきました。

本当に長期的にできる、そうした継続してやっていけるというような組織、きれいごとで自主防災、自主防災と言いながら本来何も動いていない、年に1回の防災訓練のための自主防災というようにならないようにするには、必ずきちんとしたそうした組織が私は必要だと思っております。若い人もなかなか消防団員になり手がないということで先ほどお話があったようでございますが、やはり団塊の世代、まだまだ元気な人を活用しなきゃいかん。そう言ったら語弊があるかもしれませんが、まだまだ十分動いてもらえると、私はこのように思っておりますので、そういった組織づくり、ひとつ今部長さんが言われるように、各区でいろんなことでコ

ミュニティーで話し合ってというようなことがありましたが、地域パトロールですか、それの協議会が立ち上げられたことも町全体でという経緯もあるわけでございまして、こういうのもひとつ、そういう高齢者と言ったら語弊がありますが、ちょっと年代の上の人たちを集めまして、各部落でひとつそういうものをつくろうじゃないかというような発想は、指導的なことはできないかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 地域防犯パトロール協議会のお話ではありません。

今、齊木議員さんから自主防災会の組織について、何かお話ができることがないかなという ことで御質問を聞いておったわけですけれども、実は大口町の今の自主防災組織というのは、 御承知のように行政区が一つの単位として防災組織を構成しておりまして、どこの行政区も基 本的には、齊木議員が言われるように、区長さんをトップに区会委員の皆さんがメンバーとな って、おおむね1年という任期の中で交代をしていく。その中の事業として、毎年、行政区の 一括交付金の中でもお願いをしておりますような簡易消火栓の点検、あるいは防災訓練という ような形で実施をお願いしておるわけですけれども、実は大口町の11行政区の中に御承知のよ うに秋田区があるわけですけれども、この秋田区につきましては、私の記憶では平成17年ぐら いだと思ったんですけれども、当時の区長さんが、1年の区長さんの任期を終えられた以降、 自主防災組織の会長をみずからお務めいただきまして、その折に大変苦労をしていただきまし て、複数年の会長職、それから行政区の区長とは別の組織でつくっていただきました。それは なおかつまた防災会の中に行政区の区長さんを役職として迎え入れて、そんな組織立てになっ ておりまして、これは非常に活動範囲も広く、それぞれ行政区、あるいは小さな単位での防災 訓練は言うに及ばずですけれども、今回皆さんも東北の地震等でお気づきかもわかりませんけ れども、ストックヤード・栗田さんという、要するにボランティアで災害ボランティアをやっ てみえる、かなり、愛知県を拠点でやってみえるんですけれども、知名度の高い方であります。 その方をお招きして秋田区の自主防災会が講演会をされておるというようなこともありますし、 毎年総会の中で役員改選等をされるわけですけれども、会長さんをトップに行政区の区長さん が役職として入り、なおかつ各班ぐらいの単位まで、今の役員さんですかね、連絡係等が明確 に組織されておりまして、非常にすばらしい組織だなというふうに思っています。

私どもとしては、そのときの区長さんとお話をする中では、この組織が大口町の中でそれぞれ行政区で広がりを見せてくれると、齊木議員さんも心配していただいております、名目ではなくて実質的な自主防災組織としての組織体系ができるんではないかなというふうに思っておりますが、なかなかやはりそれぞれの行政区の御事情等もありまして、その広がりがほかの地域に広がっていかないというような現状であります。

そんな中で、先ほどもお話がありました地域防犯パトロール協議会というのは、もともと防犯という視点で、江南警察等からの働きかけもある中で、本当に地域の代表の方が数名お骨折りをいただきまして協議会の組織として三十幾つの団体がそこに集約されたということで、あれもかなりやはり中心になっていただける役員さんが何人か見えないと非常に大変なことでありますし、それに行政区ですとか、さらにはそれぞれの小学校の登下校を見守っていただいておるあんしん団ですか、そんな方も加わっていただいておるというようなことで、非常に大口町の中にも議員さんが言われるようなすばらしい組織立てができておるサンプルといいますか、モデルといいますか、そういうものがありますので、今お話があった、私どもも私どもとして、そういう組織の皆さんを紹介する、あるいは仲立ちをする中で、それぞれの地域での地域に合った組織立てができるように私どもとして一生懸命この東日本大震災の教訓を受ければ進めなければならないというふうに思っておりますので、区長さん、あるいはお地元のそれぞれの議員さんにも御協力をいただいて、何とかそれぞれの地域で、防犯パトロールができることでありますので、防災についても同じようなお取り組みがいただけるような形で私どもも一生懸命今後も努めていきたいというふうに思っておりますので、御紹介ということで御理解がいただきたいと思います。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 今町長から答弁をいただきました。私も秋田区のそういった防災組織というのは前からよく聞いておりまして、本当に一生懸命やっていただいて、そして区長さん、また防災組織の中の会長さんですか、そういうのが長年務められて、またそういう組織が、きちんとしたものが継続的にできているというような話も私は聞きまして、本当に秋田区さんは先駆的に走ってみえるなと思っておったわけですが、そういう組織が各行政区ではなかなか難しいわけなんですわ。

今言われましたように、町として紹介・仲立ちをしていただいて、各区でこういうものがありますよというような話もしていただけると本当に各区も動きやすくなってくるんじゃないかと思いますが、今のような状況ですとなかなか、先ほど来私が申し上げていますとおり、1年か2年でかわっていく、そういう組織であっては、これは本当に防災訓練のための組織じゃないかというようなことが言われても仕方がないわけでございまして、ぜひひとつ町としても、いろんなそういういい組織がある、やってみえる、活動してみえるというグループがあれば、またそういうところを各行政区に紹介していただきまして、そうした立派な組織になっていけるように御意見等も賜りたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、各区に設置してあります簡易消火栓についてであります。

簡易消火栓につきましては、水道企業団ができた当初、各部落に40ミリから45ミリという配管で敷設が行われておりまして、現在も生きているわけでございまして、自主防災に大変重要なものでありまして、年に1回ですか、蛇口だとか、またホースの点検も我々は行っておるようなところでございます。

こうした簡易消火栓も設置されたのが古いわけでございまして、やはり旧部落の中に設置されておるという状況が多いわけでございまして、現代は生活様式も変わってきまして、緊急車両が入れるように道路を拡張したとか、また家の建てかえ時に門を動かしたとか、そういうことによりまして邪魔になって移動を余儀なくされる場合があるわけでございますが、その場合、簡易消火栓は区の管理ということで、区の安全・安心まちづくりの交付金の中でやっていただきたいというようなことであります。

消火栓の移設等の工事負担金、これは大変大きな金額を要しまして、交付金の中で賄おうとした場合、他の防災また防犯設備を整えることができなくなってしまうようなことが多々あるわけでございまして、ぜひ多額の費用を要する自主防災設備等は町の方で負担をしていただけないかと、かねがねこういうことが、本当に消火栓の移設ということは、そう多々あるわけではございませんが、たまに出てきますと大変大きな金額を要しますので、区長さんあたりからこういうことを聞くわけでございまして、何とか町の方で負担をしていただけないかとお尋ねをしておきます。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 地域の簡易消火栓について御質問をいただきました。

まずもって、この補助金についての経緯等々をお話しさせていただきます。

最初に、地域にあります簡易消火栓の設置につきましては、自主防災組織設備等整備費補助金として3分の2の額を役場が負担しておりました。行政区交付金の実績交付金は、防災訓練と消火器・消火栓点検を必須項目として全地区へ財政支援しております。その他の部分は、地域の課題に応じて優先順位を持って取り組んでいただけるように、自主防災組織設備等整備費補助金だけでなく、防犯灯設置費補助金などを含め、補助金を一本化して行政区に権限・財源を移譲し、住民主体による取り組みを目指して整備してまいりました。

安全・安心部分を算入することについては、平成18年度に区長会において検討がされ、一定額の範囲内で、地元で必要なものを計画的に整備していただくため、過去3年分の実績から現在の単価を設定しております。

簡易消火栓は、今御案内がございましたように新設できない状況でございますので、現在の ものを大切にしていただきまして、実績交付金の考え方が地域主体の判断で整備する考え方と しておりますので、交付金の実績交付の中で維持管理も図っていただきたいと考えております。 いわゆる各行政区が自己判断によりまして、自分たちに必要なものは何だということを考えて いただきまして、整備していただく優先順位を持っていただきまして、自主防災の整備の方に 対応していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) もう一つちょっとお聞きするのを忘れたんですが、今の簡易消火栓とは別に、消防用消火栓として65ミリの配管で進められておる、こういうことも聞いておるわけですが、今部長が言われましたように、行政区の判断でということでございますが、これは廃止にするときはたしかお金が要らないわけですよね。ですから、これは私も聞いた話でございますが、本当に邪魔になるんなら、これはお金が1ヵ所当たり30万から50万、距離が長いとまたそれ以上にお金がかかると。大きな費用がかかってくるわけでございまして、とても区としてそれだけの金額は、交付金を使ってしまうわけにもいかず、やむを得ず邪魔になるんならめくらにして埋めてしまった方がいいんじゃないかというようなことで撤去してしまったというような話も聞いたわけであります。

そうしますと、簡易消火栓につきましてはそういうところは使えなくなってくるわけでありまして、そういった町の消防用消火栓、これが今のそういった消火栓のエリアの中であればいいわけですが、また新たにそういった消防用消火栓を敷かなきゃいかんというようなことも私は発生してくるんじゃないかと思いまして、私はとにかく、今部長さんが言われるように、使えるものは区でまだ使ってきちんと対応していただきたいという判断でありますので、ぜひ何とかこうした多額の費用がかかるものについてはもう少し何とか町としても目をあけていただけないかと、このように思っておるわけですが、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 具体的な例としてでございますが、今お話がありましたように、家を建てる場合によりますセットバックというようなことでございます。そうしますと、現在、生け垣、あるいはブロックの中に入っていたものが、セットバックすることにより道路側に入るというようなことでの移転というようなこともお話を聞いております。そういった場合でございますけれども、町の方の考えといたしまして、いわゆるその土地でセットバックした部分を町の方で買収、あるいは寄附というようなことをしていただければ、町の方がそれを負担して現況復旧といいますか、そういうふうな対応をさせていただくというような制度もございます。

ただ、今お話がありましたように、地域の中での自主防災の中の簡易消火栓というあり方を

考えますと、やはり地域の防災を考えるのはやっぱり地域でございます。そういった中で優先順位をつけることによって、消火栓が必要なのか、あるいは消火栓以外のものが必要なのか、そういったことを考えていただきまして特にやっていただきたいと思います。どちらにしましても、やはり地域の安全性を考えたことにつきましては地域の中で判断をしていただきたいというふうでございます。それにつきまして、一部につきましては先ほど言った一括交付金の中で一部は助成させていただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 部長の方から、ただいま地域防災の中で判断してくれという答弁でございました。

実際、私は余野の方を数えてみますと、簡易消火栓が33ヵ所ぐらいあったのかな、それで消防用消火栓が14ヵ所ぐらいですね。その簡易消火栓33ヵ所といいますのは、とにかく郷中の中に固まっておるわけであります。部長もよく御存じだと思いますが、そうしたことで、それを地域防災の中でということでございますが、そうした郷中の部分も消防用消火栓として今後敷設をしていくと、取りかえていくというような判断というのは計画としてはお持ちでしょうか、お尋ねします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 現在につきましては、やはり大口町での消火栓に対する考え方に基づきまして各エリアにつきましての消火栓の設置を検討しております。そういった枠の中で考えておりますので、そのままイコールと、それをかえていくというふうな今考え方は持っておりません。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 地域防災の中でそうした簡易消火栓は対処してくれということであります。また、消防用消火栓、これにつきましては簡易消火栓がないところを今後も進めていくというような判断でございますね。そうしたときに、ただ、簡易消火栓、これが先ほども言いましたようにお金がかかるので、これを撤去してしまうというようなことが出てくることは、大変私はこれは地区にとりましても防災関係、本当にいかがなものかと思うわけでございまして、撤去させないためにも、今後継続して使っていただくということに関しましても、何とか私は、そこら辺はまた区長さんとお話しいただきまして、安全・安心のそうした交付金の中ではなくて、ひとつ別枠で考えていただければと私は思っておりますが、これはお願いをしておきます。

それから最後に、路上放置自転車についてでございます。

放置自転車につきましては、さんざん私も地区の方から言われておりまして、余野地区におきましては柏森駅へ自転車で通勤・通学をされる方が多うございまして、朝晩は大変多く目につくわけでございます。まちの駐輪場を利用されている方も大勢見えるところでありますが、ちょっとの気持ちで駐輪場の近くに置いておかれる方も多いようでありまして、町のパトロールボランティアの方が自転車の整理整頓を見守っていただいておるような状況下でございますが、盗難というのは、煩雑に置かれた自転車、こういうところが一番被害に遭うと私も聞いております。

私どもの地域ばかりでなく、他の地域でも放置自転車はあろうかと思っておりますが、特に通勤・通学の通り道となっております私ども余野付近におきましては、乗り捨ての自転車というものが多々よく見受けられるわけでございます。そうした自転車を見ますと、役場へすぐ連絡をしなきゃと。二、三日同じ場所に置いてありましても移動がされていない場合、すぐ連絡しなきゃいけないと思ったとき、さて、路上に放置されておりますから町民安全課だろうと連絡したところ、それは環境課であると。路上の放置自転車の撤去につきましては担当課は環境課でありますが、自転車購入時には防犯登録をするように義務化されておりまして、防犯登録からかんがみますと、やはりこれは町民安全課でなかろうかと、一般的にはそう思うのが普通ではないかと思うわけでありますが、町民安全課と環境課、互いに横の連携が必要な業務を行っておってもらっています。縦割り的な考えでなく、放置自転車の通報があれば、お互い課の中において連絡をとって処理していただきたいと思いますが、お伺いをいたします。

議長(倉知敏美君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) ただいま放置自転車の御質問をいただきました。

放置自転車の対応は、その自転車が放置されている場所を管理している課で対応しております。今、路上という言葉がよく出てきておりますが、路上ということであれば、町道及び町で管理する道路敷、水路敷の場合は建設農政課、公園の場合は都市整備課が対応しております。連絡をいただきますと、対応する課で現場の確認の上、明らかに廃棄物と思われるようなものについては環境課と協議の上回収を行いますが、そうでない場合は、路上に置かれたものという場合は一定期間撤去するように相手側に告知を行った上回収することになり、放置自転車も放置自動車と同様に、違法放置物件として道路法第44条の2の規定に基づき事務処理を行っているところであります。

さて、建設農政課では、管理しております町内の道路、水路等を担当職員がパトロールしておりますが、町内を一巡するには相当な日時を要しており、住民の皆様から放置自転車や道路の穴ぼこ、交通安全施設等の破損等の通報は、パトロール作業を補完していただけることから

大変ありがたいものであります。そのことから考えますと、御指摘の縦割り的だと住民の方が 感じられることのないように、放置自転車につきましては、放置自転車に関する通報を受ける 課をその放置されている場所にかかわらず建設農政課で受け付け、建設農政課から施設を管理 する課に連絡して処理をしていくようにしたいと考えております。

なお、現時点におきましても、さまざまな事業の推進におきまして課相互、グループ相互の 連携が必要であり、その連携がよりスムーズになるよう課を越えた打ち合わせ、情報の提供に 努めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 齊木議員。

10番(齊木一三君) 今部長さんの答弁があったわけですが、路上だとか河川、公園についてそれぞれ担当課が違うということでございまして、路上の放置自転車等については、わかっても、なかなか自由に移動させたり撤去することができないということはわかっておりまして、本当に扱いには大変気を使うわけでございますが、私どもの近くでありますと、歩道橋の下に放置してあったり、道路の歩道の植樹帯に持たせかけてあったり、そうしたことによりまして通行の邪魔になったり、また交通事故の原因にもなりかねない。また景観も損ねるといったようなことでございまして、連絡を受けられましたら、どこの課ということなく、すぐにでも対応できるようにしていただければと思うわけでありまして、現在は町内を巡回してみえる係もありまして、連携をとっていただきまして素早く対応していただきたと、このようにお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

議長(倉知敏美君) 御苦労さまでございました。

散会の宣告

議長(倉知敏美君) それでは一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。 引き続き明日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでございました。

(午後 4時35分)